

■南丹市こども計画 進行管理票

＜基本目標Ⅰ：こども・若者の権利を守ります＞

計画の評価															
基本施策	施策		個別事業に対する評価												
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標	令和8年度到達目標	令和9年度到達目標	令和10年度到達目標	現計画期間中(令和7年度分)の事業の達成度評価	評価の理由・課題	
									(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)			
				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価につながらやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。	
（１）こども・若者の権利について社会全体	こどもの権利に関する学びの確保	新規	1	こどもまんか推進事業	こども家庭課	B		〇こどもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容について、こども・若者のほか広く市民に対し学びの機会を確保し研修や講座を実施します。	こどもの権利についてこども本人、子育て世代、こどもの支援者、一般市民、それぞれに届くような学びの機会を実施していきます。	研修資料の作成 支援者向け研修の実施	一般向けの情報発信 支援者向け研修の実施 こども向けワークショップの実施	一般向けの情報発信 支援者向け研修の実施 こども向けワークショップの実施	一般向けの情報発信 支援者向け研修の実施 こども向けワークショップの実施	2	令和7年度はこどもと関わる機会が多い放課後児童支援員向け、こどもの権利について研修を実施しました。国の示す資料をもとに、本市のこども計画の理念につながることを等、学んでもらう機会となりました。放課後児童クラブに計画を配票したこども、保護者も見てもらえる環境ができました。参加者36人。
	こどもの権利についての情報発信	新規	2	こどもまんか推進事業	こども家庭課	B		〇こどもの権利について、こどもなど対象者に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、こども・若者のほか広く市民に情報発信をしていきます。	国が作成する資料や本市のこども計画こども版を活用して、対面やウェブ、インスタグラム等のSNSを活用しながら情報を届けます。	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用 企画展示	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用 企画展示	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用 企画展示	2	こども計画を市ホームページに掲載しました。ワークショップの様子や聴いた意見の一部をインスタグラムにて配信しました。インスタグラム登録者数351人、投稿3回。
（２）こども・若者が当事者として社会全体	こども・若者の意見表明の仕組みづくり	新規	1	こどもまんか推進事業	こども家庭課	B		〇様々な場面でこども・若者が当事者として主体的に意見を表明できるよう、学校や地域団体等と連携、協力して意見表明の機会を確保します。	こども・若者の社会参画、意見反映の取組の事例を集約し、本市の計画に反映していく資料として活用します。	小中学校での活動参加 専門学校生等の活動参加 活動のまとめ資料作成	小中学校での活動参加 専門学校生等の活動参加 活動のまとめ資料作成	小中学校での活動参加 専門学校生等の活動参加 活動のまとめ資料作成	小中学校での活動参加 専門学校生等の活動参加 活動のまとめ資料作成	2	美山小学校では、「こどもが大人が生き生きしている学校」、殿田小学校では、「災害に備えてわたしたちができること」をテーマにした学校の主体的教育活動に参加しました。明治国際医療大学看護学部では、「かんがえよう地域共生社会として、ボスティア」をテーマとしたワークショップに参加しました。
		新規	1	市長と語ろう私たちのまちづくり	学校教育課	A		〇様々な場面でこども・若者が当事者として主体的に意見を表明できるよう、学校や地域団体等と連携、協力して意見表明の機会を確保します。	コミュニティ・スクールを通じて、その地域との協働による取り組みを発表することにより、目標の実現に向けてともに連携、協働してまちづくりを考えます。こどもの意見を市長が受け止めて回答することにより、こどもの取り組みに対する意欲と達成感を養います。	児童・生徒によるまちづくりへの主体的な意見を発表する場や自分たちの提案が受け止められた実感を持たせるため、市長や議員との交流の場を設ける。	児童・生徒によるまちづくりへの主体的な意見を発表する場や自分たちの提案が受け止められた実感を持たせるため、市長や議員との交流の場を設ける。	児童・生徒によるまちづくりへの主体的な意見を発表する場や自分たちの提案が受け止められた実感を持たせるため、市長や議員との交流の場を設ける。	児童・生徒によるまちづくりへの主体的な意見を発表する場や自分たちの提案が受け止められた実感を持たせるため、市長や議員との交流の場を設ける。	1	児童・生徒から「市長さんに学校のみんなの意見や、自分の意見を伝える機会になった」、「議場で話すことなどないで、緊張したけれど、伝えたいことを伝えることができたので良かった」等の感想もあり、こどもたち自身も通う環境で、意見発表する貴重な場を提供できました。
	こども・若者の社会参加の促進	新規	2	こどもまんか推進事業	こども家庭課	B		〇こども・若者の意見が尊重されながら、地域社会の担い手として、地域活動や社会に参画できるよう、地域団体等と連携し参画の機会を確保します。	民間の子育て支援団体と協働でこども・若者の意見を聴取し、その中の意見を具体的に反映した事業を実施することで、こどもたちの自己肯定感を高めていきます。	小学生ワークショップ ワークショップ内容を反映する季節イベントの実施	小学生ワークショップ ワークショップ内容を反映する事業、イベントの実施	小学生ワークショップ ワークショップ内容を反映する事業、イベントの実施	小学生ワークショップ ワークショップ内容を反映する事業、イベントの実施	2	小学生対象に夏休みの自由研究に活用できる工作や手芸制作に合わせて、自分の好きなことや得意なことを出し合い、クリスマスパーティの企画に反映させるワークショップを実施しました。ポラティアで中学生も参加してこどもたちの意見が出やすい場となりました。参加者24人。
（３）児童虐待の防止と対応及びヤングケアラーへの支援	児童虐待防止についての啓発		1	児童虐待防止対策支援事業	こども家庭課	B		〇児童虐待により「こどもの人権」が侵害されることのないよう、啓発活動を実施します。	児童虐待防止に向けた全国的な活動の広報と、本市においても相談の窓口が整備されていることを市民に幅広く啓発します。	広報資料の作成、街頭啓発活動	広報資料の作成、街頭啓発活動	広報資料の作成、街頭啓発活動	広報資料の作成、街頭啓発活動	2	11月の児童虐待防止キャンペーンに合わせて国や京都府からの啓発チラシ、ポスター等と本市作成のオンラインポリンのプリント入りクリアファイル、相談、通告先を示すSOSカードを作成し、街頭啓発等で配布しました。SOSカードを小中学生に配布。街頭啓発2回。
	関係機関による児童虐待の早期発見と早期対応		2	妊婦のための支援給付事業 要保護児童対策事業	こども家庭課	B		〇妊娠発出時から、全ライフステージを通して、関係機関が児童虐待の早期発見に努めます。 〇母子保健事業や保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域等のかわりの中で、虐待のリスクがあると思われる場合は、速やかに連携し早期に対応します。	妊娠発出時の保健師等の専門職による面談から家庭の状況を把握するよう努め、就学助成、小中学校と切れ目のない支援を実施します。情報共有システム(キープーン)での情報連携を実施し、状況に応じて、直接顔を合わせて話を聞いたり、ケース会議を行いながら、虐待の早期発見、早期対応に努めます。要保護児童対策地域協議会実務者会議を定期的に開催します。	システム利用の整備 ケース会議開催	システム利用の整備 ケース会議開催	システム利用の整備 ケース会議開催	システム利用の整備 ケース会議開催	1	情報共有システム(キープーン)の利用機関は、私立幼稚園、認定学校、福祉の総合相談センター、警察、保健所、児童相談所、地域協議会等と連携し、関係機関との個別支援会議を63回実施しました。
	児童虐待の相談体制の充実		3	要保護児童対策事業	こども家庭課	B		〇家庭児童相談員による家庭児童相談窓口をこども家庭センターに設置し、京都府家庭支援総合センターや警察、医療、教育、福祉、民生委員・児童委員等と連携しながら、こどもや家庭の問題に対して適切に支援します。	要保護児童対策地域協議会実務者会議において、ケースの進行管理を行います。教育、福祉、医療、保健等の関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を得て、ケース対応に努めます。また、委員向け研修を年1回実施し、支援が行き届きにくいケースにも対応可能となるよう研鑽に努めます。	実務者会議での進行管理の実施 実務者委員向けの研修の実施	実務者会議での進行管理の実施 実務者委員向けの研修の実施	実務者会議での進行管理の実施 実務者委員向けの研修の実施	実務者会議での進行管理の実施 実務者委員向けの研修の実施	2	要保護児童対策地域協議会実務者会議を11回開催し、ケースの進行管理を行いました。要保護児童対策地域協議会実務者委員向けの研修を1回(事例を通して支援者それぞれの役割を考える)、教職員向けの研修を1回(学校で起こった児童生徒間における性暴力初期対応マニュアルの活用)実施しました。
	ヤングケアラーの支援体制の確立	新規	4	要保護児童対策事業	こども家庭課	B		〇当事者は、ヤングケアラーである自覚を持ちにくく、SOSを出しにくい状況であることを踏まえ、関係機関が気づき連携できるように、こども家庭課を中心に支援体制を構築します。 〇当事者の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら家庭の状況を踏まえ、家族全体を支援する視点を持って、支援します。	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、コーディネーターを中心にケースの支援を行います。京都府や府内の自治体との情報交流を行います。学校職員等への研修会や、市民が広く認識できるように広報を行い、ヤングケアラーの認知度の向上に努めます。学校等、関係機関との連携及び、小中学生を対象とした実態調査を行い、ヤングケアラーの把握に努めます。	ヤングケアラーコーディネーターの配置 研修会の実施 広報 実態調査の実施	ヤングケアラーコーディネーターの配置 研修会の実施 広報 実態調査の実施	ヤングケアラーコーディネーターの配置 研修会の実施 広報 実態調査の実施	ヤングケアラーコーディネーターの配置 研修会の実施 広報 実態調査の実施	2	ヤングケアラーコーディネーターを1名配置し、ケースの支援を行いました。京都府のオンラインチャットに参加し、情報交換を行うなかで、対策について検討を図りました。ヤングケアラーの理解促進のため、京都府と共催で研修会を1回行いました。
			1	母子保健事業 利用者支援事業 要保護児童対策事業	こども家庭課	B		〇保育所や認定こども園、幼稚園、学校等のこどもの所属機関やこども家庭センター、福祉の総合相談窓口等において、いつでも気軽に相談できるとを周知するとともに、こども・若者や広く市民の悩みや不安、健康課題等に寄り添い、支援につなぎます。	子育て支援拠点施設や利用者支援事業、育児支援事業等、保護者が相談しやすいタイミングで悩みや不安を受け止められるよう、職員の資質向上も含めて支援の体制を整えます。	拠点施設4か所 利用者支援2か所 相談のしやすさについて利用者アンケート	拠点施設4か所 利用者支援2か所 相談のしやすさについて利用者アンケート	拠点施設4か所 利用者支援2か所 相談のしやすさについて利用者アンケート	拠点施設4か所 利用者支援2か所 相談のしやすさについて利用者アンケート	2	園部、八木、日吉、美山それぞれでひろばを開設し身近な相談先が提供できています。ひろば利用者に向けたアンケートで相談のしやすさについて「大満足」「おおむね満足」の回答が83.3%得られました。地域子育て支援拠点施設利用者 6,953人。利用者支援相談者 271人。

＜基本目標Ⅰ：こども・若者の権利を守ります＞																	
基本施策	施策		計画の評価														
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)				令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
								令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)						
				施策にあてはまる事業名を記入してください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価につなかりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった		※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。		
(4)こども・若者の貧困対策の推進	相談体制の充実		1	公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○保育所や認定こども園、幼稚園、学校等のこどもの所属機関やこども家庭センター、福祉の総合相談窓口等において、いつでも気軽に相談できることを周知するとともに、こども・若者や広く市民の悩みや不安、健康課題等に寄り添い、支援につなごうとする。	児童の日頃の様子を注意深く見ることにより、児童の変化等により、養育困難な保護者や養育不安な保護者への対応を行います。保健師や相談員とも連携し、適切な関わりができるよう努めます。また保育所等苦情解決第三者委員を苦情解決の窓口として位置づけて、園理解のための施設発行のおたよりを定期的に送付します。	相談窓口の設置 第三者委員への相談方法の周知 園だより送付(4回)	相談窓口の設置 第三者委員への相談方法の周知 園だより送付(4回)	相談窓口の設置 第三者委員への相談方法の周知 園だより送付(4回)	相談窓口の設置 第三者委員への相談方法の周知 園だより送付(4回)	2	保育所等の保護者へ園生活や教育保育の内容等に対する問合せ先を明示しています。(園長等の管理者) 園内での相談が難しい場合は、市が委嘱する第三者委員を案内し、相談しやすい体制を整えています。			
			1	スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 学び生活アドバイザー (派遣事業)	学校教育課	B	○保育所や認定こども園、幼稚園、学校等のこどもの所属機関やこども家庭センター、福祉の総合相談窓口等において、いつでも気軽に相談できることを周知するとともに、こども・若者や広く市民の悩みや不安、健康課題等に寄り添い、支援につなごうとする。	スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、学び生活アドバイザーと積極的に連携し、情報を共有しながら児童・生徒への支援を行います。また、心の専門家としての相談活動及び学習支援等の活動を行います。	児童生徒及び保護者のニーズを早期発見し、支援につなげる。	児童生徒及び保護者のニーズを早期発見し、支援につなげる。またSC等の知見を教職員研修で広く伝達する。	児童生徒及び保護者のニーズを早期発見し、支援につなげる。またSC等の知見を教職員研修で広く伝達する。	児童生徒及び保護者のニーズを早期発見し、支援につなげる。またSC等の知見を教職員研修で広く伝達する。	3	各校の報告を見る限り、一定のニーズには対応できています。一方で、支援につなぐに課題を残しています。			
			1	生活困窮者自立支援事業 生活困窮者家計改善支援事業	福祉相談課	B	○保育所や認定こども園、幼稚園、学校等のこどもの所属機関やこども家庭センター、福祉の総合相談窓口等において、いつでも気軽に相談できることを周知するとともに、こども・若者や広く市民の悩みや不安、健康課題等に寄り添い、支援につなごうとする。	家計改善支援事業(南丹市社会福祉協議会へ委託) 家計の収支バランスに課題を抱える生活困窮者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。	2	課題が複合化、多様化しているなかで、家計管理ができない世帯が増えています。家計再生の支援は短期では解決することができず、中長期的視点で支援をする必要があります。相談受付件数 6件				
	学びへの支援		2	子どもの貧困対策推進事業 子ども家庭サポートセンター 管理運営事業	こども家庭課	B	○家庭的な背景によらず、学びが保障され学習意欲や学習習慣を身につけられるよう、学習支援ができる体制を進めます。	こどもの居場所での学習サポーターとして、大学等に協力を依頼し学生ボランティアを募集したり、ボランティアの活用について検討します。学習サポーターとしての登録制度の運用を目指します。	ボランティアの活用 学生ボランティア募集・登録	ボランティアの活用 学生ボランティア募集・登録	ボランティアの活用 学生ボランティア募集・登録	ボランティアの活用 学生ボランティア募集・登録	2	子ども家庭サポートセンターでの学生ボランティアの登録促進のため、大学へ依頼しましたが申し出はありませんでした。長期休暇の期間は、高校生がボランティアで活動しました。			
			2	生活困窮者自立支援事業 子ども学習・生活支援事業	福祉相談課	B	○家庭的な背景によらず、学びが保障され学習意欲や学習習慣を身につけられるよう、学習支援ができる体制を進めます。	こどもの学習・生活支援事業として、小学生及び中学生を対象とし、学習支援員が対象家庭(生活保護受給世帯及び生活困窮世帯)を訪問し、こどもの家庭学習の定着に向けて支援します。対象世帯に対し、家庭学習の意識づけや家庭環境について保護者に助言し、関係機関と連携した総合的な支援に繋がります。	学習支援員が対象家庭を訪問し、こどもの家庭学習の定着に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	学習支援員が対象家庭を訪問し、こどもの家庭学習の定着に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	学習支援員が対象家庭を訪問し、こどもの家庭学習の定着に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	2	こどもの家庭学習の定着に向けて、学習支援員が対象世帯に入り、生活環境を含めて確認し、関係機関や学校等と連携しながら助言します。主に家庭での学習のため、家庭環境を確認することができず、週1日の限られた時間のなかで支援するため、こどもの学習の定着に時間がかかりました。利用児童生徒数 4名(3世帯)				
	地域での支援体制の推進		3		こども家庭課	B	○困難を抱えるこども・若者や家庭に早期に気づき、適切な支援につなげられるよう、行政と地域の支援者たちが気づきの視点を共有し、密に連携して支援を実施します。	非行等の問題を抱えるこどもの立ち直りを支援するため、家庭支援総合センターと連携し、支援が必要なこどもを支援員につなげ、継続した関わりを行います。	京都家庭支援総合センター立ち直し支援チーム(ユースアシスト)による支援	京都家庭支援総合センター立ち直し支援チーム(ユースアシスト)による支援	京都家庭支援総合センター立ち直し支援チーム(ユースアシスト)による支援	京都家庭支援総合センター立ち直し支援チーム(ユースアシスト)による支援	2	関係機関との連携の中で、困難を抱えるこども・若者や家庭の把握を行い、京都家庭支援総合センター立ち直し支援チーム(ユースアシスト)による支援を行いました。対象2人。			
			3	生活困窮者自立支援事業	福祉相談課	B	○困難を抱えるこども・若者や家庭に早期に気づき、適切な支援につなげられるよう、行政と地域の支援者たちが気づきの視点を共有し、密に連携して支援を実施します。	生活困窮者自立相談支援事業(南丹市社会福祉協議会へ委託) 南丹市社会福祉協議会に生活相談センターを設置し、専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が関係機関や地域のネットワークと連携しながら、生活困窮者の自立に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立に向けて支援します。また、複合的な課題解決に向けて、住まいの課題解決に取り組みます。	2	複合的かつ多様な課題が多く、関係機関との日常的な連携だけでは解決できないことが多くあります。今後、課題解決に向けた体制を構築することがますます求められます。新規相談受付件数 50件				
	こども・若者の貧困への理解の促進	新規	4	子どもの貧困対策推進事業	こども家庭課	C	○日ごろからこども・若者や家庭とのかかわる関係機関や地域の支援者をはじめ、広く市民に対し、困難を抱えるこども・若者の現状や支援等について、関心や理解を深めるため研修等を実施します。	困難を抱えるこども・若者の現状や支援等について、関心や理解を深めるため、広く市民に向けた広報や、関係機関や地域の支援者への研修等を実施します。	気づきマニュアルの活用 研修の実施	気づきマニュアルの活用 研修の実施	気づきマニュアルの活用 研修の実施	気づきマニュアルの活用 研修の実施	2	令和5年度に「気づきマニュアル」を作成し民生児童委員や関係機関に配布しましたが、改選等の関係から活用機会が減っています。今後、再度配布をして、周知に努める必要があると考えます。貧困対策としては、中学校と連携しモノ・支援や、NPOと連携した食料支援を実施しました。モノ・支援 1回 食料支援 13回(対象 延べ609人)			
	若者の自立に向けた支援		5	健康増進事業	健康まちづくり課	A	○若者が心身ともに健康的な生活を送り、将来の職業的自立ができるよう、健康診査の実施、就労相談や職業訓練、就業機会の紹介等を行います。	○若者が心身ともに健康的な生活を送り、将来の職業的自立ができるよう、メタボ予防健診の受診勧奨を行い、生活習慣病の発症・重症化予防を推進します。 ○休日健診の実施や、こどもを持つ家庭には託児の機会を設ける等、受診しやすい環境づくりに努めます。	受診率の向上(前年度比) 休日健診の実施と託児の利用数	受診率の向上(前年度比) 休日健診の実施と託児の利用数	受診率の向上(前年度比) 休日健診の実施と託児の利用数	受診率の向上(前年度比) 休日健診の実施と託児の利用数	2	コールセンター設置や、ネット申込など利便性の向上に努めています。また、健診に関する情報を分かりやすく発信する必要があります。子育て世帯が利用しやすいよう、各関係団体とも連携しながら、今後、健康づくりの大切さを周知していきます。[R7]メタボ予防健診受診率 8.3% 集団健診の休日健診4/26実施 託児期間4日間設定うち、2日間託児2組2人利用			
			5	生活困窮者自立支援事業 生活困窮者就労準備支援事業	福祉相談課	B	○若者が心身ともに健康的な生活を送り、将来の職業的自立ができるよう、健康診査の実施、就労相談や職業訓練、就業機会の紹介等を行います。	生活困窮者就労準備支援事業(南丹市社会福祉協議会、京都太陽の園へ委託) 離職者に対し、ハローワーク等と連携して求職活動に取り組み、世帯の自立や課題解決に向けて支援します。また、就労や生活習慣に課題を抱える生活困窮者に対して居場所を提供し、併走型支援などを通じて就労体験や日常生活の自立支援に取り組みます。	世帯の自立に向けて求職活動に取り組むよう助言します。また、就労にも至らない生活環境に課題を抱える世帯に対し、居場所を提供するなど支援に取り組みます。	世帯の自立に向けて求職活動に取り組むよう助言します。また、就労にも至らない生活環境に課題を抱える世帯に対し、居場所を提供するなど支援に取り組みます。	世帯の自立に向けて求職活動に取り組むよう助言します。また、就労にも至らない生活環境に課題を抱える世帯に対し、居場所を提供するなど支援に取り組みます。	2	生活環境などの課題があり、就労にすら至らない世帯が多い状況にあります。居場所の提供を助言しても、その利用にすら繋がらず、就労に向けた取り組みが進まない現状にあります。				
		1	いじめ問題対策事業	人権政策課	A	○「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」に基づき、人権についての正しい知識や人権意識の重要性などの普及啓発を行います。 ○全ての教育活動に人権教育の視点を位置づけ、豊かな感性やものの見方・考え方をほぐし、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。 ○保育・教育活動は人権教育が基盤であることを基本に、こどもの人権の尊重、不適切保育防止などこどもにかかわる全ての大人が正しい知識を理解することを推進します。	人権擁護委員連合会作成のリーフレットと周知用ポケットカレンダーを市役所窓口にて配架します。(市内学校へのポスター配布等は、人権擁護委員会が行われています。) 南丹市いじめ問題対策連絡協議会において、「こどもの人権110番」に係る取組等共有します。	人権擁護委員連合会と連携し、こどもの人権についての啓発に努めます。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会では、各団体の取組状況を共有し、いじめ対策について協議する。	人権擁護委員連合会と連携し、こどもの人権についての啓発に努めます。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会では、各団体の取組状況を共有し、いじめ対策について協議する。	人権擁護委員連合会と連携し、こどもの人権についての啓発に努めます。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会では、各団体の取組状況を共有し、いじめ対策について協議する。	2	人権擁護委員連合会作成の広報ポスターや広報チラシ、周知用ポケットカレンダーについては、課や所管施設の窓口等にて配架を行いました。今後も人権擁護委員との連携を深め、啓発活動の充実につなげます。 また、南丹市いじめ問題対策連絡協議会では、京都府方法務局から「こどもの人権110番」についての説明をいただき、各所属の取組状況等を共有しました。外国にルーツを持つこどもの人権課題についての意見交換が行われ、次年度の委員選出へとつなげる貴重な機会となりました。					

<基本目標Ⅰ:こども・若者の権利を守ります>

計画の評価														
	施策		個別事業に対する評価											
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
基本施策				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価につなかりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(5) いじめ・犯罪から守る	人権教育の推進		1	①家庭教育支援事業 ②人権教育事業	社会教育課	B	○「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」に基づき、人権についての正しい知識や人権意識の重要性などの普及啓発を行います。 ○全ての教育活動に人権教育の視点を位置づけ、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。 ○保育・教育活動は人権教育が基盤であることを基本に、こどもの人権の尊重、不適切保育防止などこどもにかかわる全ての大人が正しい知識を理解することを推進します。	①市立幼稚園、幼児学園、小中学校において家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施していきます。 ②「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」に基づき、人権についての正しい知識や人権意識の重要性などの普及啓発を行なうために各種研修会を継続的に実施していきます。	①市立幼稚園、幼児学園、小中学校において家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施 ②市民対象の人権教育講座や、人権啓発推進委員を対象とする研修会を継続的に実施	①市立幼稚園、幼児学園、小中学校において家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施 ②市民対象の人権教育講座や、人権啓発推進委員を対象とする研修会を継続的に実施	①市立幼稚園、幼児学園、小中学校において家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施 ②市民対象の人権教育講座や、人権啓発推進委員を対象とする研修会を継続的に実施	①市立幼稚園、幼児学園、小中学校において家庭教育の支援につながる事業を継続的に実施 ②市民対象の人権教育講座や、人権啓発推進委員を対象とする研修会を継続的に実施	2	①PTA事業との連携を図り、実施主体である教員・PTA会員の負担を軽減する必要があります。 ②人口減少・高齢化等により参加者が減少しており、関係団体・関連事業との連携による合同実施や、参加者の確保が課題です。
			1	人権教育事業	学校教育課	B	○「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」に基づき、人権についての正しい知識や人権意識の重要性などの普及啓発を行います。 ○全ての教育活動に人権教育の視点を位置づけ、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。 ○保育・教育活動は人権教育が基盤であることを基本に、こどもの人権の尊重、不適切保育防止などこどもにかかわる全ての大人が正しい知識を理解することを推進します。	南丹市小・中学校人権教育主任会議を実施し、各校のいじめの未然防止等に取り組みます。 南丹市いじめ防止等対策委員会を開催し、教育委員会や学校の取組に対する委員からの助言を生かし、学校現場等にフィードバックします。	南丹市小・中学校人権教育主任会議を実施し、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育てる研修を行う。	南丹市小・中学校人権教育主任会議を実施し、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育てる研修を行い、波及させる。	南丹市小・中学校人権教育主任会議を実施し、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育てる研修を行い、波及させる。	南丹市小・中学校人権教育主任会議を実施し、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育てる研修を行い、波及させる。	2	南丹市小・中学校人権教育主任会議を開催でき、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育てる研修を行うことができました。
			1	保育人材確保・定着支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○「南丹市人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」に基づき、人権についての正しい知識や人権意識の重要性などの普及啓発を行います。 ○全ての教育活動に人権教育の視点を位置づけ、豊かな感性やもの見方・考え方をはぐくみ、多様性を認め正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。 ○保育・教育活動は人権教育が基盤であることを基本に、こどもの人権の尊重、不適切保育防止などこどもにかかわる全ての大人が正しい知識を理解することを推進します。	各園において、年数回の人権をテーマとした職員研修の実施と、全国や京都府内で開催される人権保育の研究集会に参加し、園内で研修内容の共有を図ります。 また、不適切保育防止マニュアルのチェックシートを活用し、自己の保育を振り返る機会としたり、職員間で互いに言い合える関係性をしっかりと築けます。	年4回以上の園内研修の実施	年4回以上の園内研修の実施	年4回以上の園内研修の実施	年4回以上の園内研修の実施	1	年4回以上の園内研修を実施しています。 保育の中で一人ひとりを支えるために、家庭訪問や個別面談等を通して、こどもの家庭の実態を園で共有しています。不適切保育チェックシートを用いた自身の保育の振り返りなど、内容を工夫しながら、こどもの人権を大切に保育に繋げる研修を実施しました。
	命や性に関する教育の推進		2	教育研究事業	学校教育課	B	○学校、家庭、地域、関係機関が連携して、こども・若者へ自他の性や命を守る教育を推進します。また、こどもの変化やサインを早期に察知できるよう、保護者、学校、福祉、地域と連携します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園では、日々の生活の中で自分自身を大切にすることを伝えていきます。また、着替えやトイレ等のタイミングで、プライベートゾーンの大切さを伝え、命や性についての教育を推進します。	児童生徒が性に関して正しく理解し、性犯罪・性暴力に対して発達段階に応じた適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命(いのち)の安全教育」を実施します。	「生命(いのち)の安全教育」の研修を行い、校内の相談体制を確立し、組織的な取組を目指す。	「生命(いのち)の安全教育」の研修を行い、校内の相談体制を確立し、組織的な取組を目指す。	「生命(いのち)の安全教育」の研修を行い、校内の相談体制を確立し、組織的な取組を目指す。	「生命(いのち)の安全教育」の研修を行い、校内の相談体制を確立し、組織的な取組を目指す。	2	「生命(いのち)の安全教育」の教材を活用した研修を実施することができた。
			2	母子保健事業	こども家庭課	B	○学校、家庭、地域、関係機関が連携して、こども・若者へ自他の性や命を守る教育を推進します。また、こどもの変化やサインを早期に察知できるよう、保護者、学校、福祉、地域と連携します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園では、日々の生活の中で自分自身を大切にすることを伝えていきます。また、着替えやトイレ等のタイミングで、プライベートゾーンの大切さを伝え、命や性についての教育を推進します。	「たまびよりくらぶ」や訪問で家族計画についてアドバイスを実施します。 学校からの希望があれば、教材の貸し出しを行い、教育について相談に応じます。京都府が実施している「プレコンセプションプロジェクト」事業の活用にも取り組みます。 ※「プレコンセプションケアプロジェクト」妊婦に関する医学的な知識とライフデザインについて考える機会を一体的に提供するプログラム。	たまびよりくらぶ12回/年	たまびよりくらぶ12回/年 乳幼児健診等での啓発	たまびよりくらぶ12回/年 乳幼児健診等での啓発	たまびよりくらぶ12回/年 乳幼児健診等での啓発	2	令和7年度については、委託事業であるたまびよりくらぶに保健師も不定期ではありますが出席し、参加者の相談等にも応じながら、夫婦・家族で子育てを行い、不安等を抱えて孤独になることのないよう支援を求めることも重要であることを啓発しました。 たまびよりくらぶ 12回/年 参加延43人。
			2	保育人材確保・定着支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○学校、家庭、地域、関係機関が連携して、こども・若者へ自他の性や命を守る教育を推進します。また、こどもの変化やサインを早期に察知できるよう、保護者、学校、福祉、地域と連携します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園では、日々の生活の中で自分自身を大切にすることを伝えていきます。また、着替えやトイレ等のタイミングで、プライベートゾーンの大切さを伝え、命や性についての教育を推進します。	保育者がこどもの人権を学んだり、嘱託医よりこどもの性について研修を受けることで今まで当たり前にしていたことを見直す機会となっています。このような研修の機会が重要であり、今後も充実を図ります。 「大人にしないことはこどもにしない」を合言葉に保育の見直しに取り組みます。	園内研修の実施	園内研修の実施	園内研修の実施	園内研修の実施	2	不適切保育防止マニュアルのチェックシートを活用し、保育環境やこどもへのかかわりを見直しています。今後も自己研鑽や園内での研修を充実させていきます。
	いじめや問題行動の未然防止と早期対応		3	いじめ防止対策推進事業	学校教育課	B	○「南丹市いじめ防止基本方針」に基づき、こども一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進します。 ○いじめや問題行動に対応するための学校の組織強化を図り、いじめや問題行動の未然防止や初期対応に係る教職員のスキルの向上とチームで取り組む仕組みづくりを進めます。 ○問題行動については、その背景を多面的な視点から見立て、こどもの理解を行うとともに、それを基にしたよりよい成長につながる指導支援を保護者や関係機関と協働しながら組織的に行います。	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を実施し、各校のいじめの未然防止等に取り組みます。 南丹市いじめ防止等対策委員会を開催し、教育委員会や学校の取組に対する委員からの助言を生かし、学校現場等にフィードバックします。	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を定期的に開催し、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行い、各校で波及させる。 南丹市いじめ防止等対策委員会を定期的に開催し、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行い、各校で波及させる。	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を定期的に開催し、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行い、各校で波及させる。 南丹市いじめ防止等対策委員会を定期的に開催し、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行い、各校で波及させる。	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を定期的に開催し、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行い、各校で波及させる。 南丹市いじめ防止等対策委員会を定期的に開催し、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行い、各校で波及させる。	2	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を定期的に開催でき、いじめや生徒指導事象の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行うことができました。 南丹市いじめ防止等対策委員会を定期的に開催でき、教育委員会や学校のいじめに関する取組について助言をいただき、各校に伝えることができました。	
	こどもの安全対策の推進		4	公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○園周辺の危険箇所を示したマップを作成し、保護者への啓発を行っています。 ○防犯対策では警察署の協力を得て、園周囲の防犯体制へのアドバイスをいただき、職員、こどもが定期的な訓練を重ねることで安全な園での過ごしとなるよう防犯意識の向上を図ります。 ○通学路安全プログラムを策定し、通学路の危険箇所を、保護者・学校・地域・行政(国、府、市の各道路管理者含む)・警察で点検・共有し、連携して危険箇所の改善や安全対策の取組を進めます。 ○各学校において、防犯対策マニュアルを作成するとともに、こどもや教職員を対象に防犯教室・訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	南丹警察署と連携し、計画的に児童対象や保護者も含み交通安全を実施します。 年齢に応じた内容を計画して、交通安全の啓発を行っています。また、園だよりなどを通して視覚化し保護者にも伝えます。防犯訓練の実施をしています。また、警察署等と連携し、専門的な指導を受ける機会に努めます。	園だより等による保護者への啓発 園児等の交通安全教室(1回) 職員対象防犯訓練(1回)	園だより等による保護者への啓発 園児等の交通安全教室(1回) 職員対象防犯訓練(1回)	園だより等による保護者への啓発 園児等の交通安全教室(1回) 職員対象防犯訓練(1回)	園だより等による保護者への啓発 園児等の交通安全教室(1回) 職員対象防犯訓練(1回)	2	年度当初には、保護者へ園だより等を通して、登降園時の安全確保の注意喚起を行ったり、登降園時に交通安全への啓発を行うなど、こどもの交通安全への取り組みを進めました。また、園により親子の交通安全教室の開催や、地域の駐在所員による交通安全のお話を聞く機会の提供など内容を工夫しました。

<基本目標Ⅰ:こども・若者の権利を守ります>

計画の評価														
	施策		個別事業に対する評価											
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
基本施策				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価に十分なりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
			4	安全対策事業	学校教育課	A	○圏周辺の危険箇所を示したマップを作成し、保護者への啓発を行っています。 ○防犯対策では警察署の協力を得て、圏周囲の防犯体制へのアドバイスをいただき、職員、こどもが定期的な訓練を重ねることで安全な圏での過ごしとなるよう防犯意識の向上を図ります。 ○通学路安全プログラムを策定し、通学路の危険箇所を、保護者・学校・地域・行政(国、府、市の各道路管理者含む)・警察で点検・共有し、連携して危険箇所の改善や安全対策の取組を進めます。 ○各学校において、防犯対策マニュアルを作成するとともに、こどもや教職員を対象に防犯教室・訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	南丹市通学路交通安全プログラムに基づき、南丹市立小中学校長から報告があった危険箇所について、関係機関と情報共有を行い、「南丹市通学路交通対策推進会議」を開催し、実地の合同点検を実施します。対策可能な危険箇所については改善等を行い、危険箇所や対策状況を記した一覧表を、学校と共有し、市ホームページで公表します。	・通学路危険箇所の把握 ・南丹市通学路交通対策推進会議の実施 ・通学路危険箇所HP公表	・通学路危険箇所の把握 ・南丹市通学路交通対策推進会議の実施 ・通学路危険箇所HP公表	・通学路危険箇所の把握 ・南丹市通学路交通対策推進会議の実施 ・通学路危険箇所HP公表	・通学路危険箇所の把握 ・南丹市通学路交通対策推進会議の実施 ・通学路危険箇所HP公表	1	通学路の安全確保を行なうため、南丹市立小中学校長からの危険箇所の報告を受け、関係機関と情報共有を行い、通学路合同点検を実施し、対策の改善・充実を図ることができました。また、各学校において、危険箇所を把握することで、実情に応じた安全指導を行うことができました。
	地域の見守りの強化		5	交通指導員会運営費	総務課	B	○こどもの交通事故を未然に防ぐため、交通マナー教育と登下校時の見守り等、学校・地域と連携して取り組みます。 ○また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、こどもの安全対策を進めます。	こどもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施します。 また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、南丹警察や南丹船井地域交通安全活動推進委員協議会と連携した街頭啓発活動により、こどもの安全対策を進めます。	交通指導員の協力のもと毎月1日と15日の登校指導を行います。 南丹警察や交通安全協会などの関係団体と連携し登校時における街頭啓発活動による交通安全対策を進めます。	交通指導員の協力のもと毎月1日と15日の登校指導を行います。 南丹警察や交通安全協会などの関係団体と連携し登校時における街頭啓発活動による交通安全対策を進めます。	交通指導員の協力のもと毎月1日と15日の登校指導を行います。 南丹警察や交通安全協会などの関係団体と連携し登校時における街頭啓発活動による交通安全対策を進めます。	交通指導員の協力のもと毎月1日と15日の登校指導を行います。 南丹警察や交通安全協会などの関係団体と連携し登校時における街頭啓発活動による交通安全対策を進めます。	2	交通指導員による月2回の登校指導を行いました。毎回34人。 春・秋の全国交通安全運動や夏・年末の交通事故防止運動と連携し、南丹船井交通安全協会南丹支部による、市内全域に啓発のぼり旗の掲出を行いました。毎回196人。

<基本目標Ⅱ:すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価															
基本施策	施策		個別事業に対する評価				現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題	
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況									
				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価に十分なやりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。	
(1)妊婦から乳幼児までの健やかな育ちのサポート	安心してこどもを妊娠して出産できるためのサポート		1	母子保健事業 妊産婦健康診査事業 出産子育て応援交付金事業 妊婦のための支援給付事業	こども家庭課	B	○誰もが安心してこどもを産み育てることができるよう、医療機関や子育て支援団体と連携し、妊娠・出産・子育て期のサービスや情報提供を行い、地域ぐるみで子育てを応援する取組を推進します。	妊娠届出時からの子育て支援制度の周知を行います。産前から産後にかけてのサービス、ひろばや相談先を案内します。	妊娠届出時面談 100% 赤ちゃん訪問 100%	妊娠届出時面談 100% 赤ちゃん訪問 100%	妊娠届出時面談 100% 赤ちゃん訪問 100%	妊娠届出時面談 100% 赤ちゃん訪問 100%	1	妊娠届出時面談にて、様々なサービスについて情報提供を行うとともに、リスク判定を行い、支援が必要な方については、妊娠中からの伴走支援を実施しました。また、NPO法人と連携し事業展開を行い、出産後も地域とつながりを持ち、まわぐるみでこどもの成長を見守る取組につながっています。 妊娠届出時面談 100% 赤ちゃん訪問 98.1%	
	こどもの健康の保持増進のための事業の実施		2	母子保健事業 育児支援事業	こども家庭課	B	○健康診査事業を中心として、疾病等の早期発見、予防に努めると共に、こどもの成長発達を保護者と共に確認し、成長の喜びを共有します。	各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8か月児健診・2歳5か月児健診・3歳5か月児健診・5歳児健診を毎月1回実施しました。未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握します。 また、健診後にフォローが必要な方については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。	乳幼児健診 受診率 100%	乳幼児健診 受診率 100%	乳幼児健診 受診率 100%	乳幼児健診 受診率 100%	1	令和7年度より、5歳児健診を実施し、充実を図りました。未受診者については、粘り強い受診勧奨を行っています。受診率は100%には到達していません。所属園や訪問等で確認を行い、全数把握に努めています。また、フォローとして相談事業や教室に繋いでいます。 1か月児健診 97.1% 乳児前期健診 98.1% 乳児後期健診 99.0% 1歳8か月児健診 100% 2歳5か月児健診 98.0% 3歳5か月児健診 98.7% 5歳児健診 98.2%	
	相談事業の実施		3	母子保健事業	こども家庭課	A	○こどもの成長過程で生じる様々な悩みや子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう訪問事業、相談事業や教室を実施します。 ○子育て発達支援センターにおいて、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による、こどもの発達課題に応じた専門的な相談事業や巡回事業を実施し、個々に合わせた対応方法のアドバイスをを行い、発達の支援や育児不安の軽減に努めます。	子育て相談を、各地域にて毎月実施し、身近な場所で相談できる体制を整えます。 必要な方には、子育て発達支援センターで実施している専門相談を紹介する等、ケースに応じた対応をしています。 赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査の場で周知するとともに、市公式LINE・ホームページにて案内します。	子育て相談 園部・八木 1回/月 日吉・美山 1回/2月	子育て相談 園部・八木 1回/月 日吉・美山 1回/2月	子育て相談 園部・八木 1回/月 日吉・美山 1回/2月	子育て相談 園部・八木 1回/月 日吉・美山 1回/2月	1	子育て相談の開催について赤ちゃん訪問、乳幼児健診での紹介や、市HP、南丹市公式LINEにて子育て相談の案内を行い、概ね就園までのこどもに関する様々な相談に応じました。 子育て相談利用者 実88人 延287人	
			3	発達支援センター管理運営費	社会福祉課	A	○こどもの成長過程で生じる様々な悩みや子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう訪問事業、相談事業や教室を実施します。 ○子育て発達支援センターにおいて、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による、こどもの発達課題に応じた専門的な相談事業や巡回事業を実施し、個々に合わせた対応方法のアドバイスをを行い、発達の支援や育児不安の軽減に努めます。	発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。	発達支援相談事業の継続	発達支援相談事業の継続	発達支援相談事業の継続	発達支援相談事業の継続	1	保健師・保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・放課後児童クラブ・療育・医療等、関係機関と連携し、早期から必要なケースに寄り添い、発達支援相談事業を実施することができました。	
未就園親子の支援の実施			1	親子関係形成支援事業 子育てすこやかセンター管理運営費	こども家庭課	B	○こどもの心身の健全な成長や発達を促すとともに、親同士が子育てを学びあったり、子育ての不安や悩みを気軽に子育て経験者や保育士等に相談できるよう、未就園の親子が集う場(施設含む)の提供や講座を実施します。	「ほめて☆smile講座」を開催し、フォローアップまで実施します。 子育てすこやかセンターでは、乳幼児とその保護者を主な対象とした子育て講座を毎月各種開催します。	ほめて☆smile講座の実施 利用者向けアンケートの実施	ほめて☆smile講座の実施 利用者向けアンケートの実施	ほめて☆smile講座の実施 利用者向けアンケートの実施	ほめて☆smile講座の実施 利用者向けアンケートの実施	2	ほめて☆smile講座を年齢別に2クール各5回(フォローアップ含む)を実施し、8人の参加がありました。参加者から大変好評でした。 妊娠中から産後1年程度の期間の利用者を対象に、産後の体のケアや乳幼児とリラックスしながら参加できる講座をほこぼこくらぶ内で実施しました。 ひろば事業の利用者アンケートを実施し、開催曜日や時間、講座内容について意見を聴取し、今後の実施体制の検討に活用します。	
			1	すこやか学園管理運営費	幼児教育・保育推進課	B	○こどもの心身の健全な成長や発達を促すとともに、親同士が子育てを学びあったり、子育ての不安や悩みを気軽に子育て経験者や保育士等に相談できるよう、未就園の親子が集う場(施設含む)の提供や講座を実施します。	集団の中での遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学ぶ会場として「すこやか学園」を実施します。年々、ニーズ数は減少していますが、転居で知らない土地にきた方や地域にこどもが少ないなどの子育て家庭を支える場としての役割に努めます。今後は「こども誰でも通園制度」もできるため、子育て支援の在り方を検討します。	保護者対象の子育て講演会の実施(1回)	保護者対象の子育て講演会の実施(1回)	保護者対象の子育て講演会の実施(1回)	保護者対象の子育て講演会の実施(1回)	2	保育所の低年齢児入所希望が増え、すこやか学園の希望者が減る傾向があります。8年度から新たにこども誰でも通園制度が全国で実施され、本市においても、今後公立施設での受入の拡大も検討する中で、事業のあり方も含め検討していきます。	
	多様な保育サービスの提供		2	民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○保護者の多様な働き方の中で、こどもと過ごす時間や自身のキャリア形成、家庭内の役割の考え方等家庭ごとに求められる保育の形は多様化しています。通常の教育・保育サービスに加え、一時的な保育利用や延長保育の利用等、家庭に合うサービスの提供に努めます。	保育所等の開設時間に合わせて、認定時間の前後に延長保育事業を実施します。 幼稚園においても教育活動終了後に子育て支援の一環として預かり保育を実施します。	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	2	保育時間の利用が長い民間園の希望が多く、希望が集中しています。また人材不足から保育士等の負担が増えている状況です。	
		幼児教育・保育の質の向上		3	民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○平成29(2017)年に改正された各指針(保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)に基づき、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をベースに心情・意欲・態度が毎日の保育で身に付くよう保育を行っています。保育士や幼稚園教諭といった資格を持つ職員だけでなく、補助者、給食調理に従事する職員も含め、こどもと接する全ての職員が同じ視点でこどもの生活と学び方を支援します。	保育所・幼稚園・幼児学園・こども園職員連絡協議会での研修、南丹市立幼稚園保育所職員研修や保育協会、京都府幼児教育アドバイザー研修などの外部研修を通じて、職員の資質の向上と園の保育の質の向上を図ってきました。令和2年度から同一講師を迎えて研修を重ね、令和3年度からは幼児教育アドバイザー研修を活用してきたことで、市内での保育の方向性が統一されています。	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回) 京都府架け橋期コーディネーター派遣研修(各園2回)	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回) 京都府架け橋期コーディネーター派遣研修(各園2回)	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回) 京都府架け橋期コーディネーター派遣研修(各園2回)	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回) 京都府架け橋期コーディネーター派遣研修(各園2回)	2	令和2年度から同一講師を迎えて研修を重ね、令和3年度からは幼児教育アドバイザー研修を活用してきたことで、市内での保育の方向性が統一化が図れ出していますが、施設間での学びの定着度合いにばらつきが見られるため、今後も研修の仕方を変えながら進めていきます。講師確保の困難や園での流行性感染症などにより、研修受講が難しく、実施できないこともありました。
			4	保育所等施設型給付事業 民間保育所等運営支援事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもたち自らが入学する小学校に興味を持ち、「自分も行ってみたい」と気持ちを高められるよう努めています。就学前の過こす環境を小・中学校の教員が理解し、こどもがスムーズに新しい環境に入れるよう連携を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の職員が、こどもの豊かな育ちや学びの連続性を重視した教育を共有するため、「中学校ブロック校種間連携推進協議会」を設置し、職員による定期的な授業交流や公開授業、保育参観等の実施によって、こどもに対する理解と発達段階に応じた指導について研究を推進します。	R7年度より教育委員会内に「架け橋期コーディネーター」を位置付け、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校を橋渡しする役目を果たします。 研修や連絡会で協議の機会をもち、校種間での学びの深い相互に理解することを発信したり、保育所・幼稚園・こども園はより保育の質を高めることや小学校は幼児教育を意識した学びの実践ができる機会を作ります。南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会では全体研修や年齢別会を充実させ、横のつながり・連携を重視し、保育の質の向上に努めます。各中学校ブロック毎に連携体制があり、研修会で学び、テーマをもって定期的に開催し、充実を図っていきます。架け橋プログラムの充実が図れるように発信していきます。	架け橋期コーディネーター設置事業(1年目) 各ブロック研修 南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	架け橋期コーディネーター設置事業(2年目) 各ブロック研修 南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	架け橋期コーディネーター設置 各ブロック研修 南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	架け橋期コーディネーター設置事業 各ブロック研修 南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	2	令和7年度については、計画していた研修やかけばし通信の発行などにより幼児教育の発信ができました。	

<基本目標Ⅱ:すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価														
	施策		個別事業に対する評価				現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況								
基本施策				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価に十分なやりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(2) 生きる力を はぐくむ保育・ 教育の充実	校種間連携教育の推進		4	教育研究事業	学校教育課	A	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもたち自らが入学する小学校に興味を持ち、「自分も行てみたい」と気持ちを高められるよう努めています。就学前の通こす環境を小・中学校の教員が理解し、こどもがスムーズに新しい環境に入れるよう連携を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校の職員が、こどもの豊かな育ちや学びの連続性を重視した教育を共有するため、「中学校ブロック校種間連携推進協議会」を設置し、職員による定期的な授業交流や公開授業、保育参観等の実施によって、こどもに対する理解と発達段階に応じた指導について研究を推進します。	中学校ブロックを単位として、全市立小学校・中学校・幼稚園及び保育所、認定こども園による校種を越えた交流・研究事業が展開できたことにより、就学前から義務教育9年間を見通した連携と研究が深まり、こどもの理解と学びの姿勢づくり・学力向上に繋がってきています。 ・「中学校ブロック校種間連携推進協議会」を設置し、職員とばい「変」の理解と就学前の実践から学びを進めることができます。	・各中学校ブロックで、授業を含む研究会(2回)・夏季研修会(1回)、4ブロックの代表校長会議(2回)を開催する。 ・各中学校ブロックで校種間所長会議を定例開催し、研究活動や幼児・児童生徒の状況について協議する。 ・私立2園を含む組織への準備を行う。	・各中学校ブロックで、授業を含む研究会(2回)・夏季研修会(1回)、4ブロックの代表校長会議(2回)を開催する。 ・各中学校ブロックで校種間所長会議を定例開催し、研究活動や幼児・児童生徒の状況について協議する。 ・園部中学校ブロックを私立2園を含む研究実践組織とする。	・各中学校ブロックで、授業を含む研究会(2回)・夏季研修会(1回)、4ブロックの代表校長会議(2回)を開催する。 ・各中学校ブロックで校種間所長会議を定例開催し、研究活動や幼児・児童生徒の状況について協議する。 ・私立2園を含む、組織の完成期とする。	・各中学校ブロックで、授業を含む研究会(2回)・夏季研修会(1回)、4ブロックの代表校長会議(2回)を開催する。 ・各中学校ブロックで校種間所長会議を定例開催し、研究活動や幼児・児童生徒の状況について協議する。 ・園部中学校ブロックを私立2園を含む研究実践組織とする。	1	・各ブロック校種間所長会議で幼児・児童生徒の状況・課題をもとにした計画で保育・授業研究に取り組みました。 ・幼児期の終わりまでに育てたい力を意識した、架け橋の実践交流を進めることができました。 ・「4ブロックのテーマに基づいた実践研究を積み上げる学び、八木:人権教育、蔵田:道徳、美山:非認知能力」令和8年度は、各中学校ブロックの実践を保育士教職員夏季研修大会で報告し、市全体で学び合う予定です。
	「主体的・対話的で深い学び」 の実現		5	教育研究事業	学校教育課	A	○こども一人ひとりが未来を切り拓くための資質・能力を最大限引き出し、生きる力(=知・徳・体のバランスのとれた力)をはぐくむ教育を推進します。 ○遊びや生活を通じ、こども主体の保育を進める中で、主体性や心情・意欲・態度、人間力の基盤を培う保育・教育を推進します。	市立小・中学校の課題の解決を目指す校内研究推進をもとにした授業研究会を全12校で開催し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を推進します。 コミュニティスクールの仕組みを活用して、様々な教育活動に地域住民が参加して取り組みます。 学校・園・所が校種をこえて道徳教育の推進を図るとともに、地域との連携のもと地域総がかりでこどもたちの道徳性を育む取組を進めます。	・市立小・中学校全12校で授業研究会を開催する。 ・研究推進の核となる研究主任の資質向上を図る研究主任会議を年2回開催する。 ・児童生徒の学力と非認知能力の状況を的確に把握するために、全国学力・学習状況調査及び京都府学力・学習状況調査～学びのパスポートへの課題分析と授業及び学校改善を推進する。	・市立小・中学校全12校で授業研究会を開催する。 ・授業研究会の参加を保こ・幼に広げる。 ・研究推進の核となる研究主任の資質向上を図る研究主任会議を年2回開催する。 ・児童生徒の学力と非認知能力の状況を的確に把握するとともに、授業及び学校改善を推進する。	・市立小・中学校全12校で授業研究会を開催する。 ・授業研究会の参加を保こ・幼に広げる。 ・研究推進の核となる研究主任の資質向上を図る研究主任会議を年2回開催する。 ・児童生徒の学力と非認知能力の育成を図る。授業及び学校改善を推進する。	・市立小・中学校全12校で授業研究会を開催する。 ・授業研究会の参加を保こ・幼に広げる。 ・研究推進の核となる研究主任の資質向上を図る研究主任会議を年2回開催する。 ・児童生徒の学力と非認知能力の育成を図る。授業及び学校改善を推進する。	1	・授業研究会12回+1回の開催 ・研究主任会議2回の開催(各校交流・南丹教育局講演及び指導助言) ・授業研究における各校研究発表(非認知能力の育成の視点を含む。) ・各校の研究推進主題に基づいた研究協議
			5	民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○こども一人ひとりが未来を切り拓くための資質・能力を最大限引き出し、生きる力(=知・徳・体のバランスのとれた力)をはぐくむ教育を推進します。 ○遊びや生活を通じ、こども主体の保育を進める中で、主体性や心情・意欲・態度、人間力の基盤を培う保育・教育を推進します。	次期、保育指針や教育要領等の改訂を踏まえ、遊びのプロセスそのものが資質・能力の育成に深く結びついていることを理解し、遊びの中にある学びをより見取る力が求められます。さらに自己研鑽やチームとしての研修を積み重ね、「主体的対話的で深い学び」をより具現化して進めていけるよう保育の質の向上を目指します。	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	南丹市保育所職員研修(14回) 若手保育者研修(7回) 南丹市保育所幼稚園こども園幼児学園職員連絡協議会・夏季研修(2回)	2	令和2年より、同じ講師のもとで研修を受け一定の成果(保育環境、保育者のかかり、こどもの見取り等)はみられるが、施設間での学びの定着合いにばらつきが見られるため、研修の在り方を見直し、各所・園研究テーマを決めて進めていきます。講師確保困難や園での流行性感染症などにより、研修受講が難しく、実施できないこともありました。
	主体的に取り組むキャリア教育の推進		6	教育研究事業	学校教育課	B	○一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、キャリアパスポート※を活用して、「人間関係・社会形成能力」「自己理解・管理能力」「課題対応能力」といった基礎的・汎用的能力の育成を図ります。 ○職場体験学習や様々な体験活動、講話等から、そこにかかわる方々の多様な生き方・考え方に触れることを通じて、働くことの意味や目標や夢に向かって努力することの意義について理解を深めます。 ※キャリアパスポート:小学校から高等学校までの学びや活動の様子を自分で記録し、将来の職業選択などに役立てる児童生徒の学習成果物をまとめたもの。	・キャリア教育担当者会議の継続 ・各校の年間計画の交流と見直し ・文部科学大臣表彰受賞校の実践から学ぶ機会の提供	・キャリア教育担当者会議の継続 ・南丹教育局指導主事の講話による研修 ・文部科学大臣表彰受賞校の実践から学ぶ機会の提供	・キャリア教育担当者会議の継続 ・南丹教育局指導主事の講話による研修 ・各校の年間計画の交流と見直し	・キャリア教育担当者会議の継続 ・各校の年間計画の交流と見直し	1	・各校のキャリア教育担当者12名が参加し、キャリア教育の重要性を理解し、来年度以降も継続して工夫改善に取り組む意欲が感じられました。 ・こどもたちが様々な学習や体験等を通して、自分自身を見つめ、将来に夢と希望をもって歩む力を育む取組が行われています。	
		健康教育の充実		7	公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○保育所・認定こども園・幼稚園では養護担当職員の連携会議を通して健康診断の結果の考察等を行い、こどもの年齢や地域による分析を行い、保護者へ向けた啓発を行います。 ○小児科医と常に連携を図り、集団生活をするこどもへの最新の医療情報や感染症対策へのアドバイスを得て園での適切な対応の充実を図ります。 ○健康の大切さに気づき、自律的な健康づくりができるよう健康教育を充実するとともに、学校保健委員会を効果的に運用しながら、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携を深め、学校保健の推進を図ります。	・養護担当者連携会議を開催し、健康診断の結果の分析・課題の共有を行い、保護者への啓発や保健指導等を実施します。 ・園医、園歯科医、(薬剤師)、関係機関と連携し、感染症対策や健康課題について情報共有・指導を受け、園の保健管理・安全管理に反映します。 ・全職員が保健・安全に関する知識や対応方法を共有し、安全で安心な管理体制の充実を図ります。 ・発達段階に応じた健康教育を実施し、自ら健康・からだを守る力を育みます。	・養護看護担当者会議(年1回) 日本保育保健学会(1回)	・養護看護担当者会議(年1回) 日本保育保健学会(1回)	・養護看護担当者会議(年1回) 日本保育保健学会(1回)	・養護看護担当者会議(年1回) 日本保育保健学会(1回)	2
			7	教育研究事業	学校教育課	B	○保育所・認定こども園・幼稚園では養護担当職員の連携会議を通して健康診断の結果の考察等を行い、こどもの年齢や地域による分析を行い、保護者へ向けた啓発を行います。 ○小児科医と常に連携を図り、集団生活をするこどもへの最新の医療情報や感染症対策へのアドバイスを得て園での適切な対応の充実を図ります。 ○健康の大切さに気づき、自律的な健康づくりができるよう健康教育を充実するとともに、学校保健委員会を効果的に運用しながら、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携を深め、学校保健の推進を図ります。	・各校の年間計画等に基づき、学級活動や学校行事等において健康教育に関する指導を計画的に行っています。 ・児童生徒の健康状態の把握をもとに、心身の健康の基礎となる基本的な生活習慣を形成する力の育成や自律的な健康づくりに向け児童生徒への指導を工夫して行います。 ・学校医・学校歯科医、学校薬剤師等との連携を密にし、健康教育の推進に努めます。	・児童生徒の実態に基づき、各校の年間計画の見直しを進める。 ・各校の健康課題の明確化に向けて、具体的な取組を進める。 ・学校三師との連携を深める。 ・学校三師との連携を深める。	・児童生徒の実態に基づき、各校の年間計画の充実を図る。 ・各校の健康課題の解決に向けて、効果的な取組を進める。 ・学校三師との連携を深め、学校保健委員会を効果的に運用する。	・児童生徒の実態に基づき、各校の年間計画の充実を図る。 ・各校の健康課題の解決に向けて、効果的な取組を行い、改善を図る。 ・学校三師との連携を深め、学校保健委員会を効果的に運用する。	2	・各校の教育活動に位置付けながら、各校の年間計画に基づいて健康教育に係る取組や児童生徒への指導を行っています。 ・多様な健康課題に対応する組織体制や取組の充実を図ります。	
	食育の推進		8	保育所等施設型給付事業 民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもの成長過程に合わせて、栄養の基礎知識の普及や望ましい食習慣の獲得、「楽しく食べること」の大切さなど、食育を推進します。 ○地域の産物について学べるよう、給食素材の地産地消に努めます。また、生産者との交流や栽培体験をしたり、和食や伝統食、行事食を給食に取り入れることで、こどもの食文化に対する興味・関心を高め、郷土愛や食べ物を大切にすること、感謝の心を育成します。 ○こどもが自らバランスの良い食事について考え、実践する力を身につけるため、生活の中でメニューの作成や調理をする機会を作り、食に対する興味・関心、自己肯定感を高められるよう取り組みます。	こどもにふさわしい調理(味つけや食材の固さや大きさ等)での給食提供、だしをきかせた和食献立・手作りおやつ、行事食を取り入れ給食が一つの食育となるよう取り組んでいます。献立表・食育だよりを毎月発行し、展示食を掲示して家庭における食育の理解を深める取り組みをします。 ・菜園活動、クッキングでは、体験活動としての食育に取り組みます。3・4・5歳児は、お米のおいしさを知るため、月1回のあったかごはんの日に、炊き立てのごはんを提供します。	月平均80%以上の手作りおやつ提供 月1回あったかごはんの提供	月平均80%以上の手作りおやつ提供 月1回あったかごはんの提供	月平均80%以上の手作りおやつ提供 月1回あったかごはんの提供	月平均80%以上の手作りおやつ提供 月1回あったかごはんの提供	2	園により、夏場の展示食が実施できなかったため、工夫が必要となります。 コロナ禍以降実施が途絶えていたクッキングを全園で実施するよう努めていきます。
			8	教育研究事業	学校教育課	B	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもの成長過程に合わせて、栄養の基礎知識の普及や望ましい食習慣の獲得、「楽しく食べること」の大切さなど、食育を推進します。 ○地域の産物について学べるよう、給食素材の地産地消に努めます。また、生産者との交流や栽培体験をしたり、和食や伝統食、行事食を給食に取り入れたりすることで、こどもの食文化に対する興味・関心を高め、郷土愛や食べ物を大切にすること、感謝の心を育成します。 ○こどもが自らバランスの良い食事について考え、実践する力を身につけるため、生活の中でメニューの作成や調理をする機会を作り、食に対する興味・関心、自己肯定感を高められるよう取り組みます。	・南丹市内4調理場では、献立の年間計画に基づき「歯と口の健康週間」「免疫力アップ献立週間」等のテーマ給食や、月に一回「超絶の日本の味おこし」として各都府県産の郷土料理を献立に取り入れます。また、給食週間では「日本が誇る主食、お米の魅力発見!」をテーマに取り組みました。献立や指導を通して、日本の食事の中心となるお米(ごはん)がどんな料理にも合うことやお米が様々な加工品や調味料に使われることなどを知る機会とします。 ・各校で食に関する指導の全体計画に基づき、食育の推進に関する指導や活動を計画的に実施します。	・児童生徒の実態把握のもと、食についての課題を明確にする。 ・児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける指導を進める。	・児童生徒の実態をもとに、食に関する指導の全体計画の見直しと改善を進め、地域の特色を生かした効果的な取組を実施する。 ・食事を大切に、食物の生産者に関わる人々への感謝の心を深める。	・食に関する指導の全体計画の見直しと改善を進め、地域の特色を生かした効果的な取組の実践と指導方法の工夫を図る。 ・食事を大切に、食物の生産者に関わる人々への感謝の心を深める。	・食に関する指導の全体計画の見直しと改善を進め、地域の特色を生かした効果的な取組の実践と指導方法の工夫を図る。 ・食事を大切に、食物の生産者に関わる人々への感謝の心を深める。	2	・食に関する指導の全体計画に基づき、食育の推進に関する指導や様々な体験活動を計画的に実施しています。 ・地域や関係機関との連携のもとに、食に対する興味関心を高める取組を行っています。 ・各校において、教科等横断的な取組の充実を図ります。

<基本目標Ⅱ:すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価															
基本施策	施策		個別事業に対する評価												
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題	
				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価に十分なやりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。	
			8	健康都市推進事業	健康まちづくり課	B	○保育所・認定こども園・幼稚園では、こどもの成長過程に合わせて、栄養の基礎知識の普及や望ましい食習慣の獲得、「楽しく食べること」の大切さなど、食育を推進します。 ○地域の産物について学べるよう、給食素材の地産地消に努めます。また、生産者との交流や栽培体験をしたり、和食や伝統食、行事食を給食に取り入れたりすることで、こどもの食文化に対する興味・関心を高め、郷土愛や食べ物を大切にする心、感謝の心を育成します。 ○こどもが自らバランスの良い食事について考え、実践する力を身につけるため、生活の中でメニューの作成や調理をする機会を作り、食に対する興味・関心、自己肯定感を高められるよう取り組みます。	市内の小中学生を対象に、こどもたち自身が健康レシピを考え、南丹市健康・食育レシピコンテストを実施します。また、応募のあったレシピは、学校や健康づくりを推進する団体と連携し、学校や保育所の給食の献立に取り入れています。	実施率の増加(前年度比)	実施率の増加(前年度比)	実施率の増加(前年度比)	実施率の増加(前年度比)	2	学校・栄養教諭・商工会の連携と協力のもと、505点(小学校145点・中学校360点)の応募があり、前年度より42点多く過去最多となりました。しかし、小学生の応募が減ったことから、今回の募集テーマが「減塩」であったため、小学生が応募するには少し難しかったことも考えられ、テーマを考えるときには検討が必要です。反対に、中学校では、授業で減塩について学ぶ機会があり積極的に応募してもらえたのではないかと考えます。 また、令和7年度は、南丹市20周年特別賞を2枠設け、入賞作品が8作品から10作品になり、市内で活用いただける作品が増加しました。 本事業は、市内で農林商工部や教育委員会との連携が多く、関係部局の協力により南丹市が1つになって取組めた健康まちづくり事業であったと感じます。今後も他部局との連携をしっかりとおこなっていきます。	
(3)ふるさとを大切にし、人間性・社会性をはぐくむあそび・体験の充実	親子関係の醸成		1	親子関係形成支援事業 子育てすこやかセンター管理運営費	こども家庭課	B	○南丹市の自然に触れながら身体を使った遊びや親子遊びの実践を通じて、豊かな情緒と親子関係をはぐくみます。	「ほめて☆smile講座」を開催し、こどもとの関わり方の学びの中で、よりよい親子関係の形成を促します。 子育てすこやかセンターで定期的に、親子の触れ合いの大切さを学ぶ講座を開催します。	ほめて☆smile講座の実施 子育てすこやかセンターの子育て講座の開催	ほめて☆smile講座の実施 子育てすこやかセンターの子育て講座の開催	ほめて☆smile講座の実施 子育てすこやかセンターの子育て講座の開催	ほめて☆smile講座の実施 子育てすこやかセンターの子育て講座の開催	2	ほめて☆smile講座を年齢別に2クール各5回(フォローアップ含む)を実施し、8人の参加がありました。参加者から大変好評を得ました。 ひろば事業では子育て支援員が利用者に寄り添いながら身近な相談者として親子のすこやかな発達を見守ることができました。体が触れ合うヨガやリトミックといった親子参加の講座を毎月開催し、愛着の大切さを感じてもらうことができました。	
	非認知能力の育成	新規	2	民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○こどもが成長した時に、自らの人生を切り拓くための「生きる力」「人間力」を育てるため『こども主体の保育』を実践します。	次期、保育指針や教育要領等の改訂を踏まえ、遊びのプロセスそのものが資質・能力の育成に深く結びついていることを理解し、遊びの中にある学びをより見取る力が求められます。さらに自己研鑽やチームとしての研修を積み重ね、「主体的対話的で深い学び」をより具現化して進めていけるよう保育の質の向上を目指します。民間と公立の違いがあることから、園部ブロック研修に民間を巻き込み、同じ教育保育の方向性を共有できるような研修を工夫します。 南丹教育局主催の研修に参加したり、管内の施設と情報交換をしたり、学びの充実を図ります。	園部ブロック研修(夏季研修1回) 南丹市保育士教職員夏季研修(1回) 南丹教育局研修(3回)	園部ブロック研修(夏季研修1回) 南丹市保育士教職員夏季研修(1回) 南丹教育局研修(3回)	園部ブロック研修(夏季研修1回) 南丹市保育士教職員夏季研修(1回) 南丹教育局研修(3回)	園部ブロック研修(夏季研修1回) 南丹市保育士教職員夏季研修(1回) 南丹教育局研修(3回)	2	「保育教育力向上の日」を設け、保護者への協力を得ることで研修に参加できる保護者が増えました。今後は内容をさらに充実させていきます。	
	地域連携等による体験活動の充実		3	教育研究事業	学校教育課	A	○こどもの社会性や豊かな人間性をはぐくみ、社会の一員として自覚を促すために、学校と地域社会の連携協働のもと、市内の様々な教育資源を活用した自然体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア体験活動等の充実を図ります。	各校ともコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、教科や総合的な学習の時間において、様々な体験活動に取り組み豊かな学びに繋がっていきます。	各校とも、年間を通じて自然体験、文化芸術体験、ボランティア体験のいずれかを実施	各校とも、年間を通じて自然体験、文化芸術体験、ボランティア体験のいずれかを実施	各校とも、年間を通じて自然体験、文化芸術体験、ボランティア体験のいずれかを実施し、質的改善を図る。	各校とも、年間を通じて自然体験、文化芸術体験、ボランティア体験のいずれかを実施し、質的改善を図る。	2	-各校とも、学校教育目標に基づき、いずれかの体験活動を実施しています。 -単に体験活動の機会を増やすのではなく、キャリア教育の視点を踏まえて実施目的を見直すなどの改善は随時進めています。	
	自然体験活動を通した環境教育の推進		4	教育研究事業	学校教育課	A	○地域と学校、社会教育施設等との協働により、自然体験活動等の学習機会を充実させ、豊かな体験を通して南丹市の自然環境や環境問題について考える機会を創出します。	めぐすこども像などを地域・保護者・学校が共有し、学校の教育課程と目的を地域と共有し、地域に根ざした体験活動や研修会を実施します。	-各団体が主催する環境学習の積極的活用 各校の実態に応じたゴミ拾いや美化作業などのボランティア活動の実施	-各団体が主催する環境学習の積極的活用 各校の実態に応じたゴミ拾いや美化作業などのボランティア活動の実施	-各団体が主催する環境学習の積極的活用 各校の実態に応じたゴミ拾いや美化作業などのボランティア活動の実施	-各団体が主催する環境学習の積極的活用 各校の実態に応じたゴミ拾いや美化作業などのボランティア活動の実施	2	-市として全ての学校に共通で取り組んでいるものはありませんが、各校とも実態に応じて体験活動を含め工夫した環境教育を進めています。	
	社会教育施設を活用した体験活動の充実		5	生涯学習推進事業 講座開設事業 展示会事業	社会教育課	B	○文化博物館や生涯学習施設等の社会教育施設を活用して、家族で一緒に参加できたり、異年齢のこどもたちが一緒に取り組むことができる、社会教育の特色を生かした多様な体験活動の場や機会を提供するよう努めます。	環境問題について考えることにつながるようなテーマで、地域住民・団体を講師としたソフト事業を実施します。	家族や様々な世代が参加できるソフト事業の実施や、様々な団体の社会教育施設を利用する事業についても積極的に広報を促進し、市民の事業参加の機会を提供します。	家族や様々な世代が参加できるソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	家族や様々な世代が参加できるソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	家族や様々な世代が参加できるソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	家族や様々な世代が参加できるソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	2	各社会教育施設にてこども対象のアニメ上映会やお話会などを実施しました。一定の参加者は確保できていますが、参加者が固定化している事業もあるため、官民問わず、様々な事業について住民への周知を図る必要があります。
	地域資源に触れる機会の充実		6	子どものための地域連携事業 生涯学習推進事業 講座開設事業 展示会事業	社会教育課	B	○地域資源に触れる機会を提供し、地域資源を活かした学習資源の開発や地域資源を有効利用した学習プログラムの構築など、地域の特徴や資源についての理解を深める取組を推進します。	地域住民・団体を講師に招く・合同実施等の手法で、各種ソフト事業を定期的に実施するとともに、各団体の自主的な事業の広報についても積極的に協力します。	地域の魅力が再発見できるようなソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	地域の魅力が再発見できるようなソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	地域の魅力が再発見できるようなソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	地域の魅力が再発見できるようなソフト事業実施や、各種団体の自主事業の広報を促進	2	地域住民を講師にお招きし、大鼓や踊りなどの地域の伝統芸能体験などを実施しました。今後も官民問わず、地域資源を活用した様々な事業について住民への周知を図る必要があります。	

<基本目標Ⅱ:すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価														
	施策		個別事業に対する評価											
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
基本施策														
			7	講座開設事業	社会教育課	B	○図書館がこどもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、他の部署の催しと関連した特別展示を企画し、本を介した知識の拡充と情報発信を行います。また、本への関心や読書に興味を抱くおはなし会や講座を開催します。 ○親子が絵本を通じてふれあいを深め、絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、ブックスタート事業を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園においても絵本を手に取りやすい環境づくりを推進します。ゆっくりと心地よく過ごせる、絵本に親しむ空間づくりに努めます。	月毎の「おはなし会」、「図書室のつどい」を企画、開催し、こどもたちへ本の楽しさを伝えます。 ときめきブックキャラバン(※)を実施し、児童に数多くの図書に触れる機会を提供します。 (※)市立図書館の本を車に積んで学校を訪問し、児童生徒や教職員、保護者が実際に本を手に取り、進んでもらう事業。本の魅力に心ときめかせる機会を提供することにより児童生徒・保護者の市立図書館利用促進を図る。	情報とつながったり学んだり、読書に親しみ楽しめる環境整備と資料の充実を図る。 こどもたちの興味関心を引き出す講座を開催する。	情報とつながったり学んだり、読書に親しみ楽しめる環境整備と資料の充実を図る。 こどもたちの興味関心を引き出す講座を開催する。	情報とつながったり学んだり、読書に親しみ楽しめる環境整備と資料の充実を図る。 こどもたちの興味関心を引き出す講座を開催する。	情報とつながったり学んだり、読書に親しみ楽しめる環境整備と資料の充実を図る。 こどもたちの興味関心を引き出す講座を開催する。	2	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった
	読書の機会と環境の充実		7	ブックスタート事業	こども家庭課	A	○図書館がこどもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、他の部署の催しと関連した特別展示を企画し、本を介した知識の拡充と情報発信を行います。また、本への関心や読書に興味を抱くおはなし会や講座を開催します。 ○親子が絵本を通じてふれあいを深め、絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、ブックスタート事業を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園においても絵本を手に取りやすい環境づくりを推進します。ゆっくりと心地よく過ごせる、絵本に親しむ空間づくりに努めます。	乳幼児健診の参加者に向け、図書館司書の選定による絵本の贈呈と読み聞かせから親子で絵本に親しむブックスタート事業を実施します。	健診との同時開催	健診との同時開催	健診との同時開催	健診との同時開催	1	乳児前期健診において、実際に図書館の司書に説明を受け、読み聞かせを体験された後、絵本のプレゼントをしています。併せて、健診会場に絵本の展示を行い、待合で手に取って見ていただくなど、親子で絵本を通して情緒を育む取り組みを推進することができました。
			7	公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○図書館がこどもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、他の部署の催しと関連した特別展示を企画し、本を介した知識の拡充と情報発信を行います。また、本への関心や読書に興味を抱くおはなし会や講座を開催します。 ○親子が絵本を通じてふれあいを深め、絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、ブックスタート事業を推進します。 ○保育所・認定こども園・幼稚園においても絵本を手に取りやすい環境づくりを推進します。ゆっくりと心地よく過ごせる、絵本に親しむ空間づくりに努めます。	読書環境整備充実事業として、就学前の保育教育施設の読書環境の整備を図ります。	読書環境の充実(増冊)	保育所こども園読書環境の充実	読書環境の充実(増冊)	読書環境の充実(増冊)	2	幼稚園については読書環境整備事業として、環境整備が整いました。絵本の更新、増冊は今後も必要と考えます。
(4)こども・若者の居場所づくりの充実	放課後児童クラブの運営		1	放課後児童健全育成事業	社会教育課	B	○市内7か所で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図ります。	放課後児童クラブに従事する支援員において、認定研修を受講した支援員の増員に努めます。支援員の確保、配置等の勤務体系、設備の充実などの環境整備に取り組みます。	放課後児童クラブの安定した運営に必要な支援員数を確保し、児童が安全に過ごせる居場所として適切に維持管理	放課後児童クラブの安定した運営に必要な支援員数を確保し、児童が安全に過ごせる居場所として適切に維持管理	放課後児童クラブの安定した運営に必要な支援員数を確保し、児童が安全に過ごせる居場所として適切に維持管理	放課後児童クラブの安定した運営に必要な支援員数を確保し、児童が安全に過ごせる居場所として適切に維持管理	2	通年、長時間隔かりに対して安定したクラブ運営が行えるように支援員並びに補助員の人員確保を行う必要があります。
	放課後におけるこどもの居場所づくり		2	子ども家庭サポートセンター管理運営費	こども家庭課	B	○行政(子ども家庭サポートセンター、放課後こども教室等)や地域団体等とが一緒になって、こどもが安心して過ごせるよう、それぞれが連携して放課後の居場所づくりに努めます。	子ども家庭サポートセンターにて、様々な状況にあるこどもたちに安心して過ごせる居場所を提供し、生活習慣の基礎や学習習慣の定着支援などを通じ、すこやかな成長と自立を支援します。	サポート教室の実施	サポート教室の実施	サポート教室の実施	サポート教室の実施	2	子ども家庭サポートセンターを利用した児童数は16名、年間のべ866人の利用がありました。 毎月1回の定例打合せにて、利用児童の状況や運営に関する課題を確認しています。 利用相談があったときは、利用検討会議を経て利用決定をしています。
			2	子どものための地域連携事業	社会教育課	B	○行政(子ども家庭サポートセンター、放課後こども教室等)や地域団体等とが一緒になって、こどもが安心して過ごせるよう、それぞれが連携して放課後の居場所づくりに努めます。	地域協力のもと小学校跡地施設を活用して、学習支援や各種体験活動の場などを提供する放課後こども教室を実施します。	放課後こども教室の継続的な通年実施	放課後こども教室の継続的な通年実施	放課後こども教室の継続的な通年実施	放課後こども教室の継続的な通年実施	2	行政・学校・地域・実施団体お互いのニーズが異なることもあり、放課後こども教室の開設に協力できる団体を見つける必要があります。 ・摩気高山こども未来塾(学習支援、各種体験活動) ・神吉太鼓教室(太鼓練習、地域行事発表) 【年間参加者数】延べ1,039人
	若者の居場所づくり	新規	3		こども家庭課	B	○若者支援にかかわる団体や市民と連携・協働し、若者の居場所づくりや若者の自主的な活動を支援します。	地域が行うこどもや若者の居場所づくりの状況を把握し、行政として活動を支援するため顔の見える関係づくり、ネットワーク化を図ります。 京都府等の意見交換会や研修等に参加し、情報収集、提供に努めます。	地域の団体等の活動の把握 交流会の開催	地域の団体等の活動の把握 交流会の開催	地域の団体等の活動の把握 交流会の開催	地域の団体等の活動の把握 交流会の開催	2	地域資源の把握を行い、一覧表にまとめることができました。 また、地域の団体や社会福祉協議会と共催で居場所交流会を持つことができました。
	こども・若者への情報発信	新規	4	こどもまんなか推進事業	こども家庭課	B	OSNS等を通じて、居場所や進学等、こども・若者にかかわる南丹市の情報について発信していきます。	南丹市内の子育て支援団体が企画するイベント情報など、インスタグラム等のSNSを活用しながら情報を届けます。	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターインスタグラムの活用 市ホームページの活用	2	南丹市や南丹市内の子育て支援団体が企画するイベント情報をインスタグラムにて配信しました。 インスタグラム登録者数351人、投稿19回。
障がいの早期発見と療育の実施			1	母子保健事業 育児支援事業	こども家庭課	B	○発達の遅れや、その疑いへの気づきのあるという認識のもとで乳幼児健診を行い、関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関、療育につなげます。 ○子育て発達支援センター内の「つくし園」(南丹市社会福祉協議会へ事業委託)で、親子療育と単独療育を実施します。 ○集団の中での気になる様子を園内で共有し、関係機関と連携を図り、障がいの早期発見・支援に努めます。	乳幼児健康診査を実施し、障がいの早期発見に努めます。支援の必要となるこどもは、発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行います。 また、定期的な保育所・幼稚園等との連携の中で、支援が必要なこどもについて連携を行い、早期に支援を受けることができるよう努めます。	乳幼児健診 受診率100% 乳幼児健診での相談事業案内	乳幼児健診 受診率100% 乳幼児健診での相談事業案内	乳幼児健診 受診率100% 乳幼児健診での相談事業案内	乳幼児健診 受診率100% 乳幼児健診での相談事業案内	1	乳幼児健診の受診率は100%に到達しないまでも、98%以上の高い受診率を維持することができており、その中で必要なケースについては、発達支援センターの専門相談を紹介する等、支援を行っています。
	障がいの早期発見と療育の実施		1	発達支援センター管理運営費	社会福祉課	A	○発達の遅れや、その疑いへの気づきのあるという認識のもとで乳幼児健診を行い、関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関、療育につなげます。 ○子育て発達支援センター内の「つくし園」(南丹市社会福祉協議会へ事業委託)で、親子療育と単独療育を実施します。 ○集団の中での気になる様子を園内で共有し、関係機関と連携を図り、障がいの早期発見・支援に努めます。	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施します。療育では、小集団の活動の中で自信をつけ、こどもの自立をサポートし、保護者に対する支援も行います。受け入れ体制の調整を行い、低年齢家庭のプレ療育として「遊びの教室」も案内しながら医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続します。 南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、重度の発達障がい児を園域内の専門機関と連携して適切な療育支援を行います。	児童発達支援事業の体制整備の継続 プレ療育実施の継続	児童発達支援事業の体制整備の継続 プレ療育実施の継続	児童発達支援事業の体制整備の継続 プレ療育実施の継続	児童発達支援事業の体制整備の継続 プレ療育実施の継続	1	保健・通園先・医療等、各関係機関と連携しながら受け入れ体制を整え、療育優先順位を常時検討しながら適正につくし園・花ノ木医療福祉センター個別療育を利用できるように調整を行いました。
			1	保育所等施設型給付事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	C	○発達の遅れや、その疑いへの気づきのあるという認識のもとで乳幼児健診を行い、関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関、療育につなげます。 ○子育て発達支援センター内の「つくし園」(南丹市社会福祉協議会へ事業委託)で、親子療育と単独療育を実施します。 ○集団の中での気になる様子を園内で共有し、関係機関と連携を図り、障がいの早期発見・支援に努めます。	多様なこどもの姿から、一人一人に寄り添い、きめ細かな療育を実施できるよう、保育者の加配を行います。また、加配保育者のスキルを向上するために研修の充実を図ります。	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	2	こどもの多様性は様々であるため、柔軟な対応ができるよう研修の充実を図ります。しかし、年々、支援を要するこどもが増えており、保育者のスキル向上や人材不足が課題となっています。

<基本目標Ⅱ:すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価															
	施策		個別事業に対する評価				現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題	
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況									
基本施策				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物が無い場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価につながらやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。	
(5)きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援	障がいに対する正しい理解の促進		2	保育所等施設型給付事業 民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○教職員が個々のこどもを見る目を養い、発達障がい等に関する基礎的な知識・技能を習得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とするこどもだけでなく、すべてのこどもが生き生きと学び成長できる園・学校づくりを目指します。	保育者の一人一人の発達や育ちを見る力を養うための研修を充実させます。 保育者は、こどもを見取る力の育成のため研修に参加したり、遊びからの学びなど見えない保育の発信に努め、幼児教育理解の推進を図ります。 インクルーシブな保育・教育に努めます。	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	各所園内支援会議 特別支援研修の充実	2	こどもの育ちの連携会議を充実させ、研修に参加し支援の充実を図ります。	
			2	特別支援教育推進事業	学校教育課	B	○教職員が個々のこどもを見る目を養い、発達障がい等に関する基礎的な知識・技能を習得し、きめ細やかな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とするこどもだけでなく、すべてのこどもが生き生きと学び成長できる園・学校づくりを目指します。	共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」の意識の啓発浸透を図るとともに、全ての幼児にとって遊びたいと思える環境づくり・全ての児童生徒にとって学びやすい授業づくりを推進する等インクルーシブ教育システムの構築を目指します。	すべてのこどもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進する。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施する。	すべてのこどもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進する。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施する。	すべてのこどもがともに学び合い、育ち合う共生社会の形成をめざした教育を推進する。また、特別支援教育コーディネーターを軸とした各校の校内推進体制を確立させ、校内委員会を機能的・効果的に実施する。	2	各校とも校内委員会を機能的・効率的に実施することができました。 特別支援コーディネーターを軸にした校内支援体制の構築については、コーディネーターを担当する教員の経験年数等に差があり、ばらつきが見られます。		
			3	保育所等施設型給付事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○特別な支援を必要とするこどもの「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援シート」を作成・活用し、校園内や校種間、関係機関との連携によって、切れ目のない支援の充実を図ります。 ○特別な支援を必要とするこどもの教育的ニーズに応えるよう、通級指導教室(ことばの教室)の運営や特別支援教育支援員の配置を促進し、特別支援教育のより一層の充実を目指します。 ○校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心に校内支援委員会を機能させ、組織的に適切な指導支援を行います。	連携機関とこどもの発達や特性を共有し、一人一人丁寧な支援に努めます。園内で個別の支援計画を作成し、担当者間で定期的に支援の共有を図ります。 特別支援研修の充実を図ります。	特別支援研修の充実 南丹市教育支援委員会(2回)	特別支援研修の充実 南丹市教育支援委員会(2回)	特別支援研修の充実 南丹市教育支援委員会(2回)	特別支援研修の充実 南丹市教育支援委員会(2回)	1	こどもにかかわる保育者が気になるこどもの支援計画を作成していくことで、情報や支援の在り方が明確になっていくため、切れ目ない支援を継続していくための手段としては欠かせません。就学先を選択する資料となっていくため、今後も継続的に作成していきます。	
			3	特別支援教育推進事業	学校教育課	B	○特別な支援を必要とするこどもの「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援シート」を作成・活用し、校園内や校種間、関係機関との連携によって、切れ目のない支援の充実を図ります。 ○特別な支援を必要とするこどもの教育的ニーズに応えるよう、通級指導教室(ことばの教室)の運営や特別支援教育支援員の配置を促進し、特別支援教育のより一層の充実を目指します。 ○校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心に校内支援委員会を機能させ、組織的に適切な指導支援を行います。	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を実施します。 通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を実施する。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については「移行支援シート」を活用するなど切れ目のない支援の充実を図ります。	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を実施する。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用に努める。	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を実施する。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用する。	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を実施する。保・幼・小・中及び特別支援学校との連携については、特に「支援ファイル」や「移行支援シート」を活用する。	2	通常学級における支援員の配置により、発達特性に応じた児童生徒の学びを促すための支援を充実することができました。 移行支援シートを活用した連携については、各校とも浸透してきましたが、切れ目ない支援の継続については課題も見られます。		
	医療的ケア児への支援		4	母子保健事業 育児支援事業	こども家庭課	A	○医療的ケアが必要なこども及び家庭に対して、退院時から在宅生活がスムーズに移行できるよう、医療機関や関係機関と連携し、サポートします。 ○保育所等で医療的ケアを必要とするこどもの入所希望がある場合、保護者、主治医等と連携を図り、支援のために要する看護師等職員の配置に努めます。	医療的ケアが必要なこどもと家庭への在宅生活への移行支援、医療機関や関係機関と連携して総合的なサポート体制を整えます。 在宅生活日常ケア・急変時の対応、必要なサービスの情報提供を一元化し、保護者の不安を軽減できる体制づくりの支援を図ります。	早期に対象者の把握をし、支援体制につなぐ。家族の病態受け止めに配慮しながら、「南丹地域医ケア等連携(バス)」を活用し、将来を見通した支援体制づくりに努める。	早期に対象者の把握をし、支援体制につなぐ。家族の病態受け止めに配慮しながら、「南丹地域医ケア等連携(バス)」を活用し、将来を見通した支援体制づくりに努める。	早期に対象者の把握をし、支援体制につなぐ。家族の病態受け止めに配慮しながら、「南丹地域医ケア等連携(バス)」を活用し、将来を見通した支援体制づくりに努める。	早期に対象者の把握をし、支援体制につなぐ。家族の病態受け止めに配慮しながら、「南丹地域医ケア等連携(バス)」を活用し、将来を見通した支援体制づくりに努める。	1	速やかに医療的ケア児と家族の支援ができるように、妊娠期からの医療機関との連携体制ができています。医療的ケア児に対して、在宅生活に向けての保護者、医療機関、関係機関との連携を持ち、病態、発達状況に応じた支援を行っています。	
			4	公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	E	○医療的ケアが必要なこども及び家庭に対して、退院時から在宅生活がスムーズに移行できるよう、医療機関や関係機関と連携し、サポートします。 ○保育所等で医療的ケアを必要とするこどもの入所希望がある場合、保護者、主治医等と連携を図り、支援のために要する看護師等職員の配置に努めます。	医療的ケア児の利用希望に対し、実施要綱に基づきケアの実施体制の確保と主治医等との連携により保護者が安心して利用できる取り組みを進めます。	受入れに向けた体制づくり	受入れに向けた体制づくり	受入れに向けた体制づくり	受入れに向けた体制づくり	3	R7の入所希望されたご家庭が医療的ケアを必要とするお子様であることから、医療的ケアの内容から初めて受け入れるケースとなることで受け入れ体制づくりに時間を要することや保育・看護人材不足という観点から進みにくい状況です。	
教育支援センター「さくら」の取組の充実		5	不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業	学校教育課	B	○様々な理由で教室や学校に行きにくいこどもに対して、多面的な視点から支援計画を立て、保護者や関係機関と連携協働を図りながら、社会的自立に向けた適切な支援を包括的に行います。 ○学校に行きにくいこどもの個別の支援の在り方や居場所づくり、学習支援への体制づくりのため、学校と実体交流や情報交流を積極的に行い、適切な支援体制の整備を進めます。また、学校内外の機関等で相談・支援等を受けていない、学校に行きにくいこどもを確実に支援につなげられるようにアウトリーチ機能を整備します。	不登校支援担当者会議を行い、社会的自立を目指す不登校支援の方向性及び、小中連携等組織的な取組の重要性を共有し、不登校の未然防止と解消に向けた取組を進めます。	通室生一人一人の見立てと適切な支援について、学校との定期的な支援会議を中心に共有する。 学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりや学習支援について学校と情報交換を密に行い適切な支援体制の整備に努める。	通室生一人一人の見立てと適切な支援について、学校との定期的な支援会議を中心に共有する。 学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりや学習支援について学校と情報交換を密に行い適切な支援体制の整備に努める。	通室生一人一人の見立てと適切な支援について、学校との定期的な支援会議を中心に共有する。 学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりや学習支援について学校と情報交換を密に行い適切な支援体制の整備に努める。	通室生一人一人の見立てと適切な支援について、学校との定期的な支援会議を中心に共有する。 学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりや学習支援について学校と情報交換を密に行い適切な支援体制の整備に努める。	2	通室生一人一人の見立てや適切な支援について学校と密に連携することができた。 学校に行きにくい児童生徒が増加傾向にある中で、より一人一人のアセスメントを丁寧に、必要であれば「さくら」につなげていく体制を整えたい。まずは校内で不登校児童生徒の状況を把握し、見立てや指導支援を行う必要がある。		
ひきこもりへの相談支援	新規	6	生活困窮者自立支援事業 ひきこもりステーション事業	福祉相談課	B	○ひきこもりの状態にある方やご家族の方の悩みに寄り添いながら、関係機関と連携して適切な支援に努めます。	ひきこもりステーション事業(みんなのTERAKOYAおおいがわ、南丹市社会福祉協議会へ委託)現在、課題が複合化かつ多様化しているなかで、ひきこもりの状態や、近い将来にひきこもり状態になると予測される世帯が増えていきます。ひきこもり状態が内在している世帯も見受けられ、ひきこもりに関する広報や啓発、居場所づくりや相談機関の設置に取り組めます。	ひきこもりサポート事業として、ひきこもりに関する広報や啓発に取り組めます。	ひきこもりステーション事業として、ひきこもりに関する広報や啓発だけでなく、居場所づくりや相談機関の設置に取り組めます。	ひきこもりステーション事業として、ひきこもりに関する広報や啓発だけでなく、居場所づくりや相談機関の設置に取り組めます。	ひきこもりステーション事業として、ひきこもりに関する広報や啓発だけでなく、居場所づくりや相談機関の設置に取り組めます。	2	ひきこもりに関する事業を拡充し、広報、啓発だけでなく、居場所づくりや相談機関の設置に向けての取り組みを進めていきます。 「8050問題」などひきこもりで悩む世帯や、将来、ひきこもりを避けられない世帯が内在しており、生活困窮者自立支援事業と両立しながら世帯の支援に取り組めます。		

<基本目標Ⅱ:すべての子ども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価															
	施策		個別事業に対する評価												
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題	
基本施策				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価に十分なやりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。	
多様な性のあり方についての理解と対応の推進			7	男女共同参画社会推進事業	人権政策課	B		○性のあり方は、それぞれの持つ個性としてすべての人に関わることです。見た目ではわからないことも多く、気づきにくいため、周りに存在することを理解するための情報発信と学習の機会に努めます。	女性相談(フェミニストカウンセリング)を毎月2回、女性のための相談窓口を常時、実施します。 男女共同参画社会推進委員会を開催します。 配偶者からの暴力をなくす啓発期間(啓発・パープルリボンキャンペーン)に取り組みます。	常時開設の女性相談員の配置 配偶者からの暴力をなくす啓発期間の啓発の充実	常時開設の女性相談員の配置 翌年の第3次男女共同参画行動計画の策定に向けて計画の見直しを行う 配偶者からの暴力をなくす啓発期間の啓発の充実	常時開設の女性相談員の配置 第3次男女共同参画行動計画の策定 配偶者からの暴力をなくす啓発期間の啓発の充実	2	専門のカウンセラーによる女性相談(フェミニストカウンセリング)の他に、開庁時間中は常時対応可能な相談員による女性のための相談窓口があることで、急な相談や電話での相談に対応可能となりました。以降は、さらに周知を広げ、相談できる環境を充実させていきます。 男女共同参画社会推進委員会では、公募委員が4名となり、南丹市男女共同参画行動計画への意見や、男女共同参画事業、DV事業への意見をいただいています。さまざまな活動を行っている市民からの意見を頂戴し、市の事業へ反映しています。 配偶者からの暴力をなくす啓発期間では、R6年度に新法ができたことから、困難な問題を抱える女性への支援に力を入れており、R7年度は例年の啓発に加えて、新たな啓発を実施しました。	
			8	母子保健事業 子育てすこやかセンター管理運営費 利用者支援事業	こども家庭課	B		○言葉や習慣の違いのある外国につながるのこともやその保護者が安心して暮らせるよう、母子保健事業や子育て支援サービス、保育、教育等の円滑な利用の推進に努めます。 ○保育所、認定こども園、幼稚園を利用する外国につながるのことも、集団の中で過ごせるよう翻訳アプリや保護者連携システムの翻訳機能を活用し、必要な情報が届けられるよう、保護者と職員の連携を密にし支援します。 ○南丹市国際交流協会と連携し、「多文化共生」をキーワードに、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々と異文化交流事業を実施します。	妊娠に至るまでの不妊治療から妊娠・子育て期まで、切れ目なく支援を実施します。 母国語対応の母子健康手帳の交付をはじめ、日本での出産から子育て期の支援サービス等の紹介を、母国語対応資料を用いて行うと共に、必要時には訪問等個別対応を行います。	外国語版母子健康手帳の交付 外国語版資料の充実	外国語版母子健康手帳の交付 外国語版資料の充実	外国語版母子健康手帳の交付 外国語版資料の充実	外国語版母子健康手帳の交付 外国語版資料の充実	2	外国人妊婦に対応するため、外国語版母子健康手帳を準備、妊娠から就学までのフローチャート資料を準備していますが、全ての言語に対応できていないため、今後も充実をはかります。 併せて、現在も実施していますが、訪問対応等、個別の丁寧な対応を継続していきます。
			8	保育所等施設型給付事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B		○言葉や習慣の違いのある外国につながるのこともやその保護者が安心して暮らせるよう、母子保健事業や子育て支援サービス、保育、教育等の円滑な利用の推進に努めます。 ○保育所、認定こども園、幼稚園を利用する外国につながるのことも、集団の中で過ごせるよう翻訳アプリや保護者連携システムの翻訳機能を活用し、必要な情報が届けられるよう、保護者と職員の連携を密にし支援します。 ○南丹市国際交流協会と連携し、「多文化共生」をキーワードに、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々と異文化交流事業を実施します。	言葉や文化の違いはありますが、翻訳アプリなどを活用し、保護者やこどものコミュニケーションを図っています。保育所・幼稚園・こども園では、遊びや生活を可視化して、コミュニケーションを図るため、外国につながるのことも言葉の獲得が時間と共にできるようになっています。今後も、試行錯誤しながらですが、保護者連携やこどもの遊びの充実を図ります。	保護者、協力者との連携による保育の実施	保護者、協力者との連携による保育の実施	保護者、協力者との連携による保育の実施	保護者、協力者との連携による保育の実施	2	保護者のどちらかが日本語が話せたり、協力者があったりするため、緊急を要する対応は今のところありません。しかし、保育を支援するための加配保育者は今後も必要と考えています。
			8	外国語教育推進事業	学校教育課	B		○言葉や習慣の違いのある外国につながるのこともやその保護者が安心して暮らせるよう、母子保健事業や子育て支援サービス、保育、教育等の円滑な利用の推進に努めます。 ○保育所、認定こども園、幼稚園を利用する外国につながるのことも、集団の中で過ごせるよう翻訳アプリや保護者連携システムの翻訳機能を活用し、必要な情報が届けられるよう、保護者と職員の連携を密にし支援します。 ○南丹市国際交流協会と連携し、「多文化共生」をキーワードに、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々と異文化交流事業を実施します。	・「多文化共生庁内推進委員会」での情報共有と実態把握、支援の方向性を協議していきます。 ・日本語がわからない児童生徒に対して、週1回4時間程度支援員を配置します。 ・翻訳機能がある機材を必要学校に配備します。	・週1回4時間程度の支援員を配置 ・翻訳機能のある機材を学校に配備	・週1回4時間程度の支援員を配置 ・翻訳機能のある機材を学校に配備	・週1回4時間程度の支援員を配置 ・翻訳機能のある機材を学校に配備	・週1回4時間程度の支援員を配置 ・翻訳機能のある機材を学校に配備	2	・必要な言語を話せる支援員が不足しています。 ・学校が求める時間数の支援員配置が困難です。
			8	国際交流事業	地域振興課	A		○言葉や習慣の違いのある外国につながるのこともやその保護者が安心して暮らせるよう、母子保健事業や子育て支援サービス、保育、教育等の円滑な利用の推進に努めます。 ○保育所、認定こども園、幼稚園を利用する外国につながるのことも、集団の中で過ごせるよう翻訳アプリや保護者連携システムの翻訳機能を活用し、必要な情報が届けられるよう、保護者と職員の連携を密にし支援します。 ○南丹市国際交流協会と連携し、「多文化共生」をキーワードに、京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々と異文化交流事業を実施します。	・京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々と南丹市民が交流するイベントを実施し、外国人住民との相互理解や多文化共生を推進します。 ・外国につながるのこともや保護者が、日本語や日本文化を気軽に親しむ場を定期的に設け、南丹市で安心・安定した生活ができる環境を整備します。	・多文化交流イベントの実施 ・市広報媒体(広報南丹・市HP・市SNS等)による事業の広報	・多文化交流イベントの実施 ・外国につながるのこともや保護者を対象とした日本語教室の定期的な実施 ・市広報媒体(広報南丹・市HP・市SNS等)による事業の広報	・多文化交流イベントの実施 ・外国につながるのこともや保護者を対象とした日本語教室の定期的な実施 ・市広報媒体(広報南丹・市HP・市SNS等)による事業の広報	・多文化交流イベントの実施 ・外国につながるのこともや保護者を対象とした日本語教室の定期的な実施 ・市広報媒体(広報南丹・市HP・市SNS等)による事業の広報	1	京都府内の留学生や南丹市内の外国人の方々ととの交流イベントを通じて、外国人住民との相互理解を深め、多文化共生を推進することができました。また、令和8年度の新規事業として、外国につながるのことも対象とした日本語学習支援する事業の準備を進めることができました。
			9	児童扶養手当支給事業 福祉医療費支給事業	こども家庭課	A		○ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立に向けた相談支援や経済的支援を実施します。	国の制度により、18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。 府の福祉医療費助成事業によりひとり親家庭への医療費に対する助成を行います。	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	1	国の制度により、18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給しました。 受給者数188人(母子179人・父子9人)に支給しました。(令和8年3月定期払) 福祉医療費助成対象者数587人(令和8年3月末)
家庭の子育て力の向上			1	こどもまんが推進事業 子育てすこやかセンター管理運営費	こども家庭課	A		○子育て中の保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目のない支援するため、こども家庭センターを中心として関係機関が連携し、保護者に寄り添い子育て力の向上を図ります。	妊娠期から乳幼児期、就学期と悩む内容が変化しながらも保護者はこどもと向き合います。子育てのヒントとなるようなアドバイスができるよう、保健師や家庭児童相談員、子育て支援員を中心に寄り添い型の支援をします。	相談の窓口担当が連携し相談内容の共有と解決に向けた方策を検討します。	相談の窓口担当が連携し相談内容の共有と解決に向けた方策を検討します。	相談の窓口担当が連携し相談内容の共有と解決に向けた方策を検討します。	相談の窓口担当が連携し相談内容の共有と解決に向けた方策を検討します。	2	相談事例の共有や、気になる家庭の状況を把握することで、関係者が同じ方向で支援できる体制が整えられました。役割分担をしながら家庭のニーズに合う支援を提供しています。
			2	母子保健事業 育児支援事業	こども家庭課	B		○母子保健事業や育児支援事業を通じて、栄養の基礎知識の普及や食育を行います。 ○保育所、認定こども園では身体測定結果に基づき、発達に必要なエネルギー量を算出し、献立作成をします。また、嗜好調査の結果から、偏りがある栄養摂取への指導や嗜好食の留意事項を食育たより等を通して保護者へ広報します。毎日の給食献立を施設で展示することにより、送迎時の保護者に見ていただき、こどもと給食のおいしさや食材の豊かさについて話す機会や、調理員への感謝の気持ち、家庭での食事への啓発に努めます。 ○適切な食生活が、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へと継続されるよう、関係機関と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組みます。	乳幼児健診において、個別栄養指導を実施し、対象者に合せた栄養のアドバイスを実施します。 離乳食教室を実施し、乳幼児期から健康的な食事を摂取することの重要性を啓発し、調理実習等実践的な取組を実施します。	乳幼児健診 受診率100% 離乳食教室 12回/年	乳幼児健診 受診率100% 離乳食教室 12回/年	乳幼児健診 受診率100% 離乳食教室 12回/年	乳幼児健診 受診率100% 離乳食教室 12回/年	1	乳幼児健診の受診率は100%に到達しないまでも、98%以上の高い受診率を維持することができ、その中で個別栄養指導を実施し、対象者に合せた助言を行っています。 離乳食教室については、1回/月実施しています。 R7年度 参加38組

<基本目標Ⅱ:すべての子ども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします>

計画の評価														
基本施策	施策		個別事業に対する評価											
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価に十分なやりやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(6) 子育てと子育ての保護者・養育者への支援	家庭における食育の推進		2	保育所等施設型給付事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	○母子保健事業や育児支援事業を通じて、栄養の基礎知識の普及や食育を行います。 ○保育所、認定こども園では身体測定結果に基づき、発達に必要なエネルギー量を算出し、献立作成をします。また、嗜好調査の結果から、偏りがちな栄養摂取への指導や嗜好食の留意事項を食育たより等を通して保護者へ広報します。毎日の給食献立を施設で展示することにより、送迎時の保護者に見ていただき、こどもと給食のおいしさや食材の豊かさについて話す機会や、調理員への感謝の気持ち、家庭での食事への啓発に努めます。 ○適切な食生活が、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へと継続されるよう、関係機関と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組みます。	献立表や食育だよりを毎月発行し、こどもにとっての食事の大切さや、行事食や献立レシピを伝え、家庭での食育の推進に繋がります。離乳食参観や給食参観等では、試食を提供し、こどもにふさわしい味づけや食材のやわらかなどを家庭での食事でも取り入れられるように実施します。嗜好調査を毎日の食生活等の振り返りや食育に関心を持たれるきっかけとして実施します。	献立表・食育だより月1回 離乳食参観・各家庭ごと 嗜好調査・年1回	献立表・食育だより月1回 離乳食参観・各家庭ごと 嗜好調査・年1回	献立表・食育だより月1回 離乳食参観・各家庭ごと 給食参観・各園で年1回 嗜好調査・年1回	献立表・食育だより月1回 離乳食参観・各家庭ごと 給食参観・各園で年1回 嗜好調査・年1回	2	離乳食参観は、時期が遅くなった家庭があったため、早めに計画する必要性があります。 嗜好調査を紙ベースから保護者連絡用アプリ(すくーる)の活用に変更した令和6年度から回収率が低下しているため、回収率を上げるための工夫をしていく必要があります。
			2	健康都市推進事業	健康まちづくり課	B	○母子保健事業や育児支援事業を通じて、栄養の基礎知識の普及や食育を行います。 ○保育所、認定こども園では身体測定結果に基づき、発達に必要なエネルギー量を算出し、献立作成をします。また、嗜好調査の結果から、偏りがちな栄養摂取への指導や嗜好食の留意事項を食育たより等を通して保護者へ広報します。毎日の給食献立を施設で展示することにより、送迎時の保護者に見ていただき、こどもと給食のおいしさや食材の豊かさについて話す機会や、調理員への感謝の気持ち、家庭での食事への啓発に努めます。 ○適切な食生活が、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期へと継続されるよう、関係機関と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組みます。	妊娠期からライフステージを通して健康に過ごせるよう、適切な食生活、食習慣、季節に応じた旬の食材等、食に関する情報を親子が集まるひろばや各事業、市公式LINE、ホームページ、健康ポイント送信拠点等幅広く周知できるよう啓発に努めます。	年間通じて、計画的な食情報、レシピの公開	年間通じて、計画的な食情報、レシピの公開	年間通じて、計画的な食情報、レシピの公開	年間通じて、計画的な食情報、レシピの公開	2	令和7年度は「減塩」「野菜の摂取を1日1皿ふやすこと」を目標に、年間計画を立てて、食に関する情報やレシピなどを親子が集まるひろばや各事業、市公式LINE、ホームページ、健康ポイント送信拠点等にて広報・啓発を実施しました。 今後も、引き続き幅広く市民全体に食に関する情報が伝わるよう、工夫しながら啓発を実施します。
	家庭と地域や各団体との交流の推進		3	こどもまんなか推進事業	こども家庭課	B	○地域がつながりあう子育て支援を目指して、子育てに関するボランティアや団体、サークル、NPO法人等と協働の視点で情報連携や交流を図り、ネットワークを大切に地域での子育て支援の活動を推進します。	市内各地に拠点を置く子育て支援団体の活動を広く市民へ周知するため、団体と連携を図り、ニーズに応じて市の広報誌への掲載などで広報協力を行います。	子育て支援団体チラシの作成 イベント開催広報の支援	子育て支援団体チラシの作成 イベント開催広報の支援	子育て支援団体チラシの作成 イベント開催広報の支援	子育て支援団体チラシの作成 イベント開催広報の支援	2	年度初めに子育て支援団体の活動をまとめた広報チラシを作成し、ホームページに掲載しました。 季節イベントの開催時には広報南丹や市公式LINE、こども家庭センターInstagramで情報を配信しました。
	子育てに関する情報提供		4	こどもまんなか推進事業	こども家庭課	B	○子育てに関する情報を市民が容易に入手できるよう、ホームページや広報誌、SNSなど幅広く情報提供していきます。	南丹市の子育て支援施策やイベントなど、Instagram等のSNSを活用しながら情報を届けます。	こども家庭センターInstagramの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターInstagramの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターInstagramの活用 市ホームページの活用	こども家庭センターInstagramの活用 市ホームページの活用	2	南丹市の子育て支援施策やイベント情報をInstagramにて配信しました。 Instagram登録者数351人、投稿34回。
	相談事業の実施		5	利用者支援事業 子育てすこやかセンター管理運営費	こども家庭課	A	○こどもの成長過程で生じる様々な悩みや子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう訪問事業、相談事業や教室を実施します。 ○子育て発達支援センターにおいて、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による、こどもの発達課題に応じた専門的な相談事業や巡回事業を実施し、個々に合わせた対応方法のアドバイスを行い、発達の支援や育児不安の軽減に努めます。	ひろば内で保護者から出される言葉を丁寧に拾い、相談内容の整理と課題の解決方法を提示しながら、本人が選択できるよう支援します。	市内全域への利用者支援員の配置	市内全域への利用者支援員の配置	市内全域への利用者支援員の配置	市内全域への利用者支援員の配置	1	利用者支援員を隔週5日、八木週3日、日吉・美山週1日、配置ができ、相談を受ける体制が整えられました。
			5	発達支援センター管理運営費	社会福祉課	A	○こどもの成長過程で生じる様々な悩みや子育て不安を軽減し、安心して子育てできるよう訪問事業、相談事業や教室を実施します。 ○子育て発達支援センターにおいて、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による、こどもの発達課題に応じた専門的な相談事業や巡回事業を実施し、個々に合わせた対応方法のアドバイスを行い、発達の支援や育児不安の軽減に努めます。	発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。	発達支援相談事業の継続	発達支援相談事業の継続	発達支援相談事業の継続	発達支援相談事業の継続	1	保健師・保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校・放課後児童クラブ・療育・医療等、関係機関と連携し、早期から必要なケースに寄り添い、発達支援相談事業を実施することができました。

＜基本目標Ⅲ：地域全体で、子ども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します＞

計画の評価														
基本施策	施策		個別事業に対する評価											
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価にすぎない取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
(1) 地域全体での支援体制の推進	子育て支援サービスの充実		1	子育てすこやかセンター管理運営費	こども家庭課	A	〇すべての子育て家庭が安心して過ごせるよう、子育て中の親子の居場所の提供、育児への不安や悩みへの相談支援、子育て支援サービス事業の充実を図ります。	民間(NPO法人)委託による子育てひろば事業は八木拠点(週3回)、園部拠点(週5回)(子育てすこやかセンター)の他、日吉、美山地域に週1回、出張して実施します。 絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。	通常のひろば開催に加え、公共施設や地域の公民館を開催場所に選定し、地域との交流や世代を問わない交流を実施	通常のひろば開催に加え、公共施設や地域の公民館を開催場所に選定し、地域との交流や世代を問わない交流を実施	通常のひろば開催に加え、公共施設や地域の公民館を開催場所に選定し、地域との交流や世代を問わない交流を実施	通常のひろば開催に加え、公共施設や地域の公民館を開催場所に選定し、地域との交流や世代を問わない交流を実施	2	中学校を会場に利用者と生徒が交流するひろばを定期的に開催しました。中学生にとって乳児に触れる貴重な機会となり、自身の成長や家族への感謝の気持ちを見つめ直すことができたと感じていただきました。今後、実施数が増えるよう学校へ働きかけます。
	コミュニティづくりの推進	新規	2		こども家庭課	B	〇地域の団体や市民などと協働し、子どもや若者、子育て世代から高齢者まで、多世代が地域で交流できる機会の確保や拠点づくりを推進します。	行政だけでなく、民間、NPO法人、地域の団体、個人など子育て支援にかかわりのある方、関心のある方の交流を進め、多角的な支援ができるよう子育て支援のコミュニティを強化します。	こども食堂の実態把握運営に対する後方支援	こども食堂の実態把握運営に対する後方支援	こども食堂の実態把握運営に対する後方支援	こども食堂の実態把握運営に対する後方支援	2	国や京都府、企業等からの食料支援等の情報をこども食堂を実施する法人等に提供しました。こども食堂を利用する子の中に支援が必要な場合は、関係者で情報を共有しながら家庭支援に繋がっています。
	医療体制の確保		3	-	地域医療室	A	〇地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児医療機関、京都府等の関係機関、団体と連携し医療体制の確保に努めます。	〇地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児医療機関、京都府等の関係機関、団体と連携し医療体制の確保に努めます。	医療ニーズに見合った医療を供給する。	医療ニーズに見合った医療を供給する。	医療ニーズに見合った医療を供給する。	医療ニーズに見合った医療を供給する。	1	医療ニーズに見合った医療が供給できました。
(2) 経済的な支援	各種手当の支給		1	子宝祝金事業 子育て手当支給事業 入学祝い金支給事業 児童手当支給事業	こども家庭課	A	〇各種手当を支給します。	国の児童手当支給事業に市独自の手当や祝金支給事業を加え、経済的な支援を継続します。	各種手当の支給による経済的支援の継続	各種手当の支給による経済的支援の継続	各種手当の支給による経済的支援の継続	各種手当の支給による経済的支援の継続	1	子宝祝金事業 第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給しました。 支給総額10,050,000円、支給人数101人 子育て手当支給事業 月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末及び3月末)支給しました。 支給総額25,680,000円、受給者数545人(令和8年3月末) 入学祝い金支給事業 小学校入学30,000円、中学校入学40,000円を支給しました。 支給総額16,010,000円、支給人数454人 児童手当支給事業 国の制度により、高校生年代までの児童を養育している方へ手当を支給しました。 3歳未満の児童で第1子または第2子:1人につき月額15,000円、3歳未満の児童で第3子以降:1人につき月額30,000円、3歳以上～高校生年代までの児童で第1子または第2子:1人につき月額10,000円、3歳以上～高校生年代までの児童で第3子以降:1人につき月額30,000円を支給しています。 受給者数1,725人(対象児童3,092人)に支給しました。(令和8年2月定期払)
	医療費の助成		2	京都子育て支援医療費助成事業 すこやか子育て医療費助成事業	こども家庭課	A	〇こども・ひとり親家庭等子育て世帯への医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。	府の福祉医療費助成制度に市独自の医療費助成を加え、必要な医療を適切に受診できるよう支援を行います。	子育て世帯の保護者負担軽減を継続実施	子育て世帯の保護者負担軽減を継続実施	子育て世帯の保護者負担軽減を継続実施	子育て世帯の保護者負担軽減を継続実施	1	子育て世帯が安心して医療を受けることができるよう、保護者の負担を軽減し、こどもに必要な医療を受けられるよう支援しました。 すこやか子育て医療費については、償還払いのため中学校卒業後は受診後に申請が必要となりますが、事前に保険情報や窓口医療情報を登録することにより、手続きを簡易化しています。 京都子育て支援医療費助成対象者数2,530人(令和8年3月末) すこやか子育て医療費助成件数2,297件
	就園に係る費用の軽減		3	子育てのための施設等利用給付事業 保育所等施設型給付事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	A	〇保育料について、ひとり親家庭や障がい児(者)がいる家庭に対し減免します。また京都府の制度を利用し多子家庭についても減免します。私立の幼稚園利用者の副食費や生活保護世帯の実費徴収についても給付します。	国の実費徴収に係る補正給付事業や保育料の減免制度の適用により、低所得世帯へ経済的な支援を行います。	給付対象者への適切な給付等経済的な支援の実施	給付対象者への適切な給付等経済的な支援の実施	給付対象者への適切な給付等経済的な支援の実施	給付対象者への適切な給付等経済的な支援の実施	1	給付については、保護者から1年分を申請いただく関係で給付時期が年度末でありましたが、保護者の経済的支援に繋がりました。
	就学に係る奨助費の支給		4	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	学校教育課	A	〇経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。 〇特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。 〇また、これらの制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	入学通知書に制度案内を同封することや年度当初の周知に加え、給食費が滞っている家庭へ個別に制度の案内を行い、制度の周知を図ります。	制度周知の実施 入学前支給の実施 就学援助費、特別支援教育就学奨助費の認定支給事務の実施	制度周知の実施 入学前支給の実施 就学援助費、特別支援教育就学奨助費の認定支給事務の実施	制度周知の実施 入学前支給の実施 就学援助費、特別支援教育就学奨助費の認定支給事務の実施	制度周知の実施 入学前支給の実施 就学援助費、特別支援教育就学奨助費の認定支給事務の実施	1	経済的理由によって就学が困難な生徒の保護者及び特別支援学級等へ就学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することで、教育機会の均等を保障することができました。また、小学校入学通知書に就学援助制度の案内を同封するとともに、年度当初に学校を通じて制度を案内することで周知を行いました。

<基本目標Ⅲ:地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します>

計画の評価														
基本施策	施策		個別事業に対する評価											
	取組の項目	新規	No.	事業	担当課	当該年度事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	令和7年度到達目標 (1年目)	令和8年度到達目標 (2年目)	令和9年度到達目標 (3年目)	令和10年度到達目標 (4年目)	現計画期間中(令和7年度分) の事業の達成度評価	評価の理由・課題
				施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。5年目の到達点をイメージして、数値や事例のような評価につながらやすい取組を入力してください。	1年目に実施する目標	2年目に実施する目標	3年目に実施する目標	4年目に実施する目標	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
経済的に困難を抱える家庭への支援制度の実施			5	生活困窮者自立支援事業 生活困窮者家計改善支援事業	福祉相談課	B	〇生活に困難を抱える家庭に対し、家庭の経済的不安定さを和らげるため、家計や収支の見直し、就労について相談・助言等の機会を充実させることにより、生活の安定を図ります。	家計改善支援事業(南丹市社会福祉協議会へ委託) 家計の収支バランスに課題を抱える生活困窮者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。また、それでも改善しない世帯に対しては、福祉サービス利用援助事業などに繋ぐことを検討します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。また、それでも改善しない世帯に対しては、福祉サービス利用援助事業などに繋ぐことを検討します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。また、それでも改善しない世帯に対しては、福祉サービス利用援助事業などに繋ぐことを検討します。	家計の収支バランスに課題を抱える相談者に対し、相談員が家計表を活用して課題を整理し、家計再生に向けて支援します。また、それでも改善しない世帯に対しては、福祉サービス利用援助事業などに繋ぐことを検討します。	2	課題が複合化、多様化しているなかで、家計管理ができない世帯が急増しています。家計再生の支援は短期では解決することができず、中長期的視点で支援をする必要があります。生活困窮者自立支援事業だけでなく、他の制度や事業との連携も模索しながら支援に取り組む必要があります。
	ひとり親家庭への経済的支援		6	児童扶養手当支給事業 福祉医療費支給事業	こども家庭課	A	〇ひとり親家庭の生活の安定、経済的自立に向けた相談支援や経済的支援を実施します。	国の制度により、18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。府の福祉医療費助成事業によりひとり親家庭への医療費に対する助成を行います。	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	適正な受付と給付事務を行い、対象家庭を経済的に支援する	1	国の制度により、18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給しました。受給者数に188人(母子179人・父子9人)に支給しました。(令和8年3月定額給付金)福祉医療費助成対象者数587人(令和8年3月末)
	仕事と生活の調和の実現		1	京都ジョブパーク就職相談会	商工観光課	B	〇ワーク・ライフ・バランスへの意識を高めるため、市民や事業者を対象とした啓発を行います。	「京都ジョブパーク」による就職相談会について、市の広報紙への掲載や市内施設へのチラシの配架等の周知を継続して行います。また、「なんたん地域若者サポートステーション」と連携して南丹市内において職場見学や職場体験を実施します。	「京都ジョブパーク」による就職相談会の開催周知・施設提供	「京都ジョブパーク」による就職相談会の開催周知・施設提供	「京都ジョブパーク」による就職相談会の開催周知・施設提供	「京都ジョブパーク」による就職相談会の開催周知・施設提供	3	年間4回の相談会を計画し、チラシの配架、広報紙での開催周知等を行ったが参加者はなかった。
		1	男女共同参画社会推進事業	人権政策課	B	〇ワーク・ライフ・バランスへの意識を高めるため、市民や事業者を対象とした啓発を行います。	男女共同参画事業「キラリなんたん」の実施を通して、ジェンダー平等に係る啓発及び研修の場を設けます。	啓発事業及び研修会を実施する	啓発事業及び研修会を実施する	啓発事業及び研修会を実施する	啓発事業及び研修会を実施する	2	事業等の市民参加については、関心のある層となります。無関心層へのアプローチ方法が課題です。また、20～30歳の年齢層の参加が少ない状況です。 ・男女共同参画講演会 ・女性リーダー研修 ・男性のための料理教室 ・国際女性デー映画会	
保護者の就労への支援			2	子育てのための施設等利用給付事業 保育所等施設型給付事業 民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課	B	〇就労等で保育が必要な家庭が保育所、認定こども園、幼稚園を安心して利用できるよう運営に努めます。就労時間に合わせて保育サービスが提供できるよう、延長保育事業や預かり保育事業を実施します。 〇就労等でこどもの預かりが必要な場合について、ファミリー・サポート・センター事業のほか地域での預かり事業を紹介するなど支援を行います。	待機児童を発生させないよう環境整備や人材の確保に努め、就労支援に繋がります。保育所等の開設時間に合わせて、認定時間の前後に延長保育事業を実施します。幼稚園においても教育活動終了後に子育て支援の一環として預かり保育を実施します。	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	延長保育利用延人数 5,500人 預かり保育利用延人数 200人	2	保育時間の利用が長い民間園の希望が多く、希望が集中しています。また人材不足から保育士等の負担が増えている状況です。
		2	ファミリーサポート事業 利用者支援事業	こども家庭課	B	〇就労等で保育が必要な家庭が保育所、認定こども園、幼稚園を安心して利用できるよう運営に努めます。就労時間に合わせて保育サービスが提供できるよう、延長保育事業や預かり保育事業を実施します。 〇就労等でこどもの預かりが必要な場合について、ファミリー・サポート・センター事業のほか地域での預かり事業を紹介するなど支援を行います。	必要に応じてマッチングが成立するよう、依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行います。会員の活動に必要な知識を深めるため、提供会員講習会、提供会員レベルアップ講習会の実施、また会員同士の交流促進、つながり作りのため会員交流会、全体交流会を開催します。	提供会員講習会、提供会員レベルアップ講習会の実施 会員交流会、全体交流会を実施	提供会員講習会、提供会員レベルアップ講習会の実施 会員交流会、全体交流会を実施	提供会員講習会、提供会員レベルアップ講習会の実施 会員交流会、全体交流会を実施	提供会員講習会、提供会員レベルアップ講習会の実施 会員交流会、全体交流会を実施	2	提供会員講習会3回、提供会員レベルアップ講習会1回、会員交流会2回、全体交流会1回を実施し、会員増加やつながりづくりに努めました。提供会員の活動が一部の会員に偏っている実情があります。円滑な運営を行うため、提供会員の活動状況を確認し整理を行う必要があります。利用者支援として、急な預かりの相談に対し、一時保育や民間の託児事業につないでいます。	
	働く女性への妊娠中・出産後の配慮		3	創業支援事業	商工観光課	B	〇女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。	市内事業者の雇用機会の創出のため、ハローワーク園部との連携により、企業合同説明会を実施します。併せて、商工会と連携して創業セミナーを実施します。	創業セミナー 参加者20名	創業セミナー 参加者20名	創業セミナー 参加者20名	創業セミナー 参加者20名	2	令和7年度創業セミナーに16名が参加され、うち7名が女性であった。商工会と連携し、創業にあたっての支援につながった。
若者定住施策の推進		4	Uターン者住宅購入等支援事業 子育て応援住宅支援事業 結婚新生活支援事業	地域振興課	A	〇子育て世帯、新婚世帯等の住宅に関する支援、引越を支援する事業を実施するなどにより、子育て世帯など若い世代をターゲットとした定住促進施策を推進します。 〇子育て世帯が子育て負担の軽減を目的として行うリビング・台所・浴室・脱衣所、こども部屋の改修に補助金(三世代同居・近居の場合は加算あり)を交付し、子育て世帯の移住と定着および世代間支援を促進します。 新婚世帯の婚姻に伴う住宅取得費・住宅リフォーム費・住宅賃借費・引越費に補助金を交付し、新婚世帯の移住と定着につなげます。	住宅の購入等を伴ってUターンする子育て世帯に商品券を交付し、子育て世帯のUターンと地域経済の活性化を図ります。子育て世帯が子育て負担の軽減を目的として行うリビング・台所・浴室・脱衣所、こども部屋の改修に補助金(三世代同居・近居の場合は加算あり)を交付し、子育て世帯の移住と定着および世代間支援を促進します。 新婚世帯の婚姻に伴う住宅取得費・住宅リフォーム費・住宅賃借費・引越費に補助金を交付し、新婚世帯の移住と定着につなげます。	補助制度の実施 広報南丹及び市HP等を用いた制度の周知	補助制度の実施 広報南丹及び市HP等を用いた制度の周知	補助制度の実施 広報南丹及び市HP等を用いた制度の周知	補助制度の実施 広報南丹及び市HP等を用いた制度の周知	1	対象世帯の経済的負担・育児負担を軽減したことにより、若い世代の移住と定着につなげることができました。	
	雇用の創出と若者への就職支援		5	南丹市雇用対策協定に基づく企業合同説明会	商工観光課	B	〇若者や子育て家庭等の生活基盤の安定定住を促進するため、京都府や民間企業と連携しながら、積極的に企業誘致に努め、新たな雇用の創出を図ります。	市内事業者の雇用機会の創出のため、ハローワーク園部との連携により、企業合同説明会を実施します。	企業合同説明会2回以上 小規模企業説明会6回以上	企業合同説明会5回以上	企業合同説明会5回以上	企業合同説明会5回以上	2	企業合同説明会を4回実施し、延べ31社の企業が参加され、求職者は延べ44人であった。当該説明会を機に就職された方も5人あり、一定の成果が得られた。
	公園の整備		6		建設整備課	B	〇こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、親同士・地域住民の交流機会の創出とこどもや子育て世帯の目線に立ったこどもの遊び場の確保・整備に努めます。 〇既設公園の出入り口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	都市公園等の施設や樹木等の維持管理業務を行い、また、定期的な公園パトロール及び遊具点検を実施し、誰もが安心して利用できる公園として、安全管理を実施します。	都市公園等の維持管理を適切に実施するとともに、公園パトロール及び遊具点検を継続して100%実施し、バリアフリー化が必要な公園の現状を把握する。	公園パトロールおよび遊具定期点検を継続して100%実施し、公園施設及び遊具の安全性の向上を図る。	公園パトロールおよび遊具定期点検を継続して100%実施し、公園施設及び遊具の安全性の向上を図る。	公園パトロールおよび遊具定期点検を継続して100%実施し、公園施設及び遊具の安全性の向上を図る。	2	都市公園等の維持管理や公園パトロール、遊具の定期点検を継続的に実施し、安全で快適な公園環境の維持に努めることができました。課題としては、施設や遊具の老朽化が進んでいるため、計画的な更新・修繕を進めるとともに、誰もが利用しやすい公園環境の整備を推進する必要があります。
施設の整備		7	こどもまんなか推進事業	こども家庭課	C	〇安心・安全に利用できるよう教育・保育施設及び児童福祉施設の環境改善に努めます。 ※環境改善とは、空調・照明機器、調理場、教室・保育室、トイレ、遊具・園庭、駐車場、防犯・防災対策、バリアフリー対策等をさします。	教育・保育施設や児童福祉関連施設の整備を必要に応じ進めます。施設の老朽化や狭小な市内施設には課題が多いため、財源の確保に努めながら対応します。	施設整備、環境改善	施設整備、環境改善	施設整備、環境改善	施設整備、環境改善	3	公立保育所等は施設の老朽化が進み、雨漏りや空調の不具合が生じている状況です。乳幼児が利用する施設であることから、かねてより子ども・子育て会議委員をはじめ、市民から施設整備を必要とする声をいただけており、財源の確保と合わせ順次改善に努めています。	